

台湾情報誌

交流

2012年4月 vol.853

公益財団法人 交流協会
Interchange Association, Japan

交流協会が公益財団法人に移行いたしました



交 流

2012年4月
vol. 853

目次

CONTENTS

交流協会が公益財団法人に移行いたしました	1
台湾のデジタルコンテンツ産業最新データと 最近の日台アライアンスの動向 (田所陽一)	14
(公財)交流協会学生交流事業	19
台湾スマートフォン最新事情/現地ヒアリングから (吉村章)	31
【台湾海峡をめぐる動向】 平潭総合実験区をめぐる動きと「一国両区」発言の波紋 (松本充豊)	44
コラム:日台交流の現場から 桜と「謝謝台湾」	54
編集後記	56

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、(財)交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、(財)交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

● ● 交流協会について ● ●

公益財団法人交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も太宗を国が支え、職員の多くも国等からの出向者が勤めています。

交流協会が公益財団法人に移行いたしました

公益財団法人交流協会

財団法人交流協会は、平成 24 年 4 月 1 付で公益財団法人への移行登記を完了し、今後は公益財団法人交流協会として引き続き活動して参ります。

公益法人制度改革関連三法が成立し、平成 18 年 6 月 2 日に公布され、平成 20 年 12 月 1 日から施行されたことに伴い、我が国にある全ての既存公益法人は、施行後 5 年間以内に内閣府公益認定等委員会のチェックを受けて、公益財団（社団）法人に移行するか、一般財団（社団）法人に移行するか、あるいは解散するかの選択を行うことが必要となりました。

当協会は、外交関係のない日台間における交流の維持・促進のため、実質的に国に代わって業務を行っているという性格に鑑み、公益財団法人への移行を目指し、積極的に準備を行ってまいりました。

これら準備を完了し、「日台間の交流に関する事業を行い、日台間の国際相互理解の促進に寄与することを目的とする。」という、公益法人認定法別表第 15 号に該当する公益財団法人として、公益認定等委員会に対し移行認定申請を行い、平成 24 年 3 月 23 日付で同委員会から移行認定答申が行われ、同 27 日に公益財団法人移行認定書を受領いたしました。

この結果、当初から目標にしていた平成 24 年 4 月 1 日付での公益財団法人移行登記が完了したものです。

なお、同日は日曜日でしたが、公益法人等関連の登記申請だけは特例で受理される措置が取られました。

これにより、当協会の名称は公益財団法人交流協会と変更され、また、従来の寄付行為も全部改正され、公益財団法人交流協会定款となりました。

しかし、業務内容は、新定款においても、円借関連などの実態を失っている部分を削除した他は、全く変わっておりません。従前の事業を継続いたします。

大きく変更されたのは、法人としてのガバナンスに関する部分で、評議員会が新設され理事会を監督すること、代表理事・業務執行理事制度が導入され、理事会の監督の下に業務を執行することなど、各ガバナンス機関の責任と権限が明確にされることとなりました。

なお、新しい法律の下においては、公益法人等の監督権限は内閣府にうつり、各省大臣と個別法人の監督関係は失われることとなりますが、日台関係において実質的に国に代わって業務を行うという当協会の特殊性に鑑み、当協会の評議員会においては外務省と経済産業省の担当課長が評議員として参加する制度としており、これにより当協会事業と国の政策の整合性を確保する工夫をしております。内閣府公益認定等委員会に対しても、この点を明示的に説明の上、認定を得たものです。

さらに、法律及び定款の規定により役員の選任は評議員会の専権事項ですが、業務の性格上、財源的にも人的にも国と密接な関係を維持することが不可欠な当協会において、役員選任における一層の透明性を確保するため、国家公務員の経歴を有しない評議員 5 名と当協会役職員及び国家公務員の経歴を有しない外部委員 1 名により構成される「役員候補者推薦委員会」を設置し、その推薦を受けて評議員会

において役員を選任を行うという制度といたしております。

発足時最初の当協会評議員、理事及び監事は以下の方々です。

また、最後に新しい定款を掲載いたしておりますので、ご参照ください。

評議員名簿（平成 24 年 4 月 1 日現在）

評 議 員	佐々木 幹 夫
評 議 員	高 木 誠 司
評 議 員	垂 秀 夫
評 議 員	服 部 禮次郎
評 議 員	古 川 壽 正
評 議 員	堀 田 宣 彌
評 議 員	山 田 辰 雄

役員名簿（平成 24 年 4 月 1 日現在）

代表理事（会長）	大 橋 光 夫
代表理事（理事長）	畠 中 篤
代表理事（専務理事）	井 上 孝
業務執行理事（台北事務所長）	今 井 正
理 事	安 藤 勉
理 事	勝 村 元
理 事	駒 井 正義
理 事	島 崎 憲 明
理 事	若 林 正 丈
理 事	渡 辺 康 之
監 事	平 松 哲 郎
（以上五十音順）	

公益財団法人交流協会定款

財団法人交流協会寄附行為第28条の規定に基づき、同寄附行為を全部改正して、以下のとおり、公益財団法人交流協会定款を定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人交流協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、従たる事務所として、海外事務所を台北及び高雄に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、台湾在留邦人及び邦人旅行者の入域、滞在、子女教育等につき、各種の便宜を図ること、並びにわが国と台湾との間（以下、「日台間」という。）の民間の貿易及び経済、技術交流はじめその他の諸関係が支障なく維持、遂行されるよう必要な調査を行うとともに適切な措置を講ずることにより日台間の交流に関する事業を行い、日台間の国際相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 台湾における邦人の生命、身体及び財産並びにわが国の法人の台湾における財産及び利益が損われないように関係当局との折衝を含む各種の便宜をはかること。
- (2) 台湾在留邦人の子女の教育（日本人学校関係を含む。）に関し、必要な業務を行うこと。
- (3) 邦人の台湾入域及び台湾在留並びに台湾住民及びその他の外国人の日本への入国に関し、必要な便宜をはかること。
- (4) 邦人と台湾住民及び台湾在住の外国人との間の渉外事項に関し、調査、あっせん等必要な援助を行うこと。
- (5) 台湾との貿易、経済関係を円滑に維持するために必要な業務を行うこと。
- (6) 台湾との貿易、投資、技術提携等に関する民間諸取極の締結、運用をはかること。
- (7) 台湾近海におけるわが国の漁船の安全操業が保証されるよう、必要な便宜をはかること。
- (8) わが国の船舶の台湾諸港への入域（緊急入域を含む）並びに船員の病気及び解雇その他の理由

による台湾への上陸等につき必要な便宜をはかること。

(9) 台湾との運輸、通信関係を円滑に維持するために関係当局との連絡等必要な便宜をはかること。

(10) 台湾との学術、文化、スポーツ等の交流に関し、必要な便宜をはかること。

(11) その他前条の目的を達成するために必要な調査及び事業を行うこと。

2 前項の事業は、本邦及び台湾において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、評議員会で基本財産とすることを決定した財産とする。

2 基本財産は評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分（担保に供することを含む。以下同じ。）しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議

員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 64 条において準用する同規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 この法人に評議員 6 名以上 7 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数

の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
にあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利
用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置
法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立さ
れ、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（3） この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係（租税特別
措置法第40条に基づき規定された関係をいう。以下同じ。）がある者の合計数、又は評議員のい
ずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含ま
れてはならず、また、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任する
ことができる。

4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

（1） 当該候補者が補欠の評議員である旨

（2） 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨
及び当該特定の評議員の氏名

（3） 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）
につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終の
ものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員
会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の
満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、
新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成及び議長)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、評議員の互選により議長を定める。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の総額及び1人当たりの上限額等を定める支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認（第8条第2項但し書きに規定する場合に限る。）
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の決定、処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項に規定する理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 評議員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第180条第1項の規定に基づき、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 前2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定に基づき、同項の要件を満たしたときは、評議員会の可決の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員のうちから互選により指名された評議員2名及び出席した理事並びに評議員会において代表理事である理事の改選を行った場合には変更前の代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長、理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち1名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 会長、理事長、専務理事及び前項の業務執行理事の職務の分担については、理事会が定める。
- 6 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第21条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長及び専務理事並びに前条第4項に定める業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第4条各号に掲げる関係。）がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条各号に掲げる関係）にある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 各理事について、当該理事及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第24条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - （1） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - （2） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の（過半数の）同意を得て、理事会において定める。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、理事長及び専務理事並びに業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任してはならない。
- ① 重要な財産処分及び譲り受け
 - ② 多額の借財

- ③ 重要な使用人の選解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- ⑤ 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理体制
- ⑥ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ⑦ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑧ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑨ 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

3 理事会は前項各号に掲げる事項その他の重要な業務執行について決定を行った場合、その執行に必要な細目の決定を代表理事に行わせることができる。

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 顧問、事務局及び維持会員

(顧問)

第 33 条 この法人に、任意の機関として顧問若干名を置く。

2 顧問は、理事会から諮問された事項について、意見を述べることができる。

3 顧問は、日台間の交流及びこの法人の事業につき高い知見を有する者から選任することとし、選任及び解任は理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。

(事務局)

第 34 条 この法人に事務局を置き、その組織は理事会において定める。

2 理事会は、前項の理事会決定を執行するために必要な細則については、代表理事に決定させることができる。

- 3 重要な使用人を除く使用人の人事は代表理事が行う。
- 4 重要な使用人の範囲は、理事会において定める。

(維持会員)

第 35 条 この法人に維持会員を置く。

- 2 維持会員は、この法人の目的に賛同し、理事会が別に定めるところにより維持会費を納入しなければならない。
- 3 維持会員は、この法人の運営には関与しない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 株主議決権の放棄

(株式議決権の放棄)

第 40 条 この法人は、株式（出資）を保有する場合には、当該株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
大橋光夫
畠中篤
井上孝
- 4 この法人の最初の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事は、次に掲げる者とする。
今井正
- 5 この法人の最初の会計監査人は、次に掲げる者とする。
久保田亮
吾妻賢治
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
佐々木幹夫
高木誠司
垂秀夫
服部禮次郎
古川壽正
堀田宣彌
山田辰雄



台湾のデジタルコンテンツ産業最新データと 最近の日台アライアンスの動向

NPO 法人アジア IT ビジネス研究会

理事 田所陽一



台湾のデジタルコンテンツ産業は昨年（2011年）も堅調な成長を遂げた。一方、中国と台湾の経済交流のさらなる活性化をめざした ECFA（兩岸経済協力枠組協定）が締結され、その早期開放業種に台湾映画の中国における輸入割当規制撤廃が盛り込まれたことによって、日本のコンテンツビジネス各社による台湾企業とアライアンスを組んだ中国進出の動きが増えてきた。今回はこれらの状況についてレポートする。

1 台湾デジタルコンテンツ産業の最新統計

台湾の経済部工業局が昨年 12 月に発行した『2011 台湾数位内容産業年鑑』（デジタルコンテンツ産業年鑑）によると、台湾のデジタルコンテンツ産業の市場規模は 6,003 億台湾ドルとなり、前年（2010 年）の 5,225 億台湾ドルと比べて、約 14.89% の成長を示した。さらにその前年（2009 年）の 4,603 億台湾ドルと比べれば、約 30.41% の成長となり、産業として確実に成長を遂げていると言えるだろう。

このデジタルコンテンツ産業年鑑では、台湾のデジタルコンテンツ産業を、以下の 5 つの主要産業と 3 つの関連産業の合計 8 つのカテゴリーからなる産業と定義づけている。

（主要産業）

- ① デジタルゲーム（PC ゲーム、コンソールゲーム、携帯ゲーム）
- ② コンピュータアニメーション（テレビ・劇場用アニメ、企業宣伝アニメ、ライセンスビジネス）
- ③ e ラーニング（教材制作、ソフトウェア開発、プラットフォーム開発）
- ④ デジタル出版&アーカイブ（電子出版、電子辞

書、流通プラットフォーム、アーカイブデータベースなど）

- ⑤ デジタルオーディオ&ビデオ（デジタル音楽、カラオケ配信、デジタル映画&テレビ、デジタル放送）

（関連産業）

- ⑥ モバイルアプリケーション（モバイルコンテンツ、GPS サービス）
- ⑦ ウェブサービス（インターネットコンテンツプロバイダー、インターネットサービスプロバイダー、インターネットデータセンター、インターネットアプリケーションシステム）
- ⑧ コンテンツ・プロセッシング・ソフトウェア（マルチメディアプロダクションツール、DRM、ウェブサイトコンテンツマネジメント）

『2011 台湾デジタルコンテンツ産業年鑑』によると、2011 年の台湾デジタルコンテンツ産業市場規模 6,003 億台湾ドルを、上記 8 つのカテゴリー別に見ると、次のとおりとなる。

- ① デジタルゲーム
436 億台湾ドル（前年比 + 3.36%）
- ② コンピュータアニメーション
45 億台湾ドル（前年比 + 4.65%）
- ③ e ラーニング
332 億台湾ドル（前年比 + 24.81%）
- ④ デジタル出版&アーカイブ
716 億台湾ドル（前年比 + 45.23%）
- ⑤ デジタルオーディオ&ビデオ
594 億台湾ドル（前年比 + 30.47%）
- ⑥ モバイルアプリケーション
731 億台湾ドル（前年比 + 40.04%）
- ⑦ ウェブサービス

1408 億台湾ドル（前年比 + 3.91%）

⑧コンテンツソフトウェア

1741 億台湾ドル（前年比 + 4.06%）

主要産業である①から⑤の中で、最も高い成長率を示しているのがデジタル出版&アーカイブ分野である。昨年の前年比 + 74.2%の成長からは鈍化したものの、今後も台湾政府のデジタルコンテンツ産業育成の要となるものと見られる。

2 台湾企業と日本企業のアライアンスの可能性

日本企業と台湾企業のアライアンスによる中国進出は 2000 年以降増え続け、日本企業にとって中国進出の 1 つのビジネスモデルとして定着しており、すでにいくつもの成功例がある。

それが一昨年からさらに注目を浴び、台湾政府当局が「台日産業架け橋プロジェクト」を推進したり、みずほ銀行とみずほコーポレート銀行が台湾の經濟部投資業務処や工業技術研究院と相次いで業務協力協定を結んで、日本企業の台湾進出及び日台企業連携の強化によるアジアへの共同進出支援を始めるなどの動きが始まっている。

また、有力ビジネス雑誌『週刊東洋経済』も昨年 10 月 1 日号で「中国は台湾から攻める」と題した 20 ページを超える特集を企画したり、各テレビ局も同様の趣旨の特集を企画したりするなど、話題を呼んだ。

その大きな理由が、台湾企業の中国進出の加速と、それに伴う中国と台湾双方の自由貿易協定である「ECFA」（兩岸經濟協力枠組協定 Economic Cooperation Framework Agreement）の締結である。

この ECFA は中国と台湾間の貿易自由化（関税撤廃、貿易規制の撤廃）をめざすものだが、同時に外国企業にとっては台湾企業と組むことによって、これらの恩恵を享受できる可能性が出てきており、注目を浴びることとなった。

ECFA は 2010 年 9 月 12 日に発効となり、2011 年 1 月 1 日から物品貿易でアーリーハーベスト（先行的に自由化を進める措置）対象品目として、台湾側 267 品目、中国側 539 品目で関税の引き下げが始まっている。続いて、サービス部門のアーリーハーベストが 2 段階で規制緩和が実施され、現時点で台湾側で 9 業種、中国側で 11 業種の開放が行われている。

このような中台間の ECFA 締結の動きに加えて、台湾と日本は近代以降歴史的なつながりが深く「台湾は世界一親日的な国」というイメージが日本国内においても広く流布されていること、パソコンや半導体、液晶などの分野で世界有数のシェアを持つハイテク大国のイメージ、国内市場が小さいためにグローバル志向であること、中国と共通の言語・文化的背景を持っており中国人との交渉に長けていること、などの背景が、日本企業の視線が台湾企業に注いでいる原因と思われる。

3 最近のコンテンツビジネス分野における日台アライアンスの動き

ここまで台湾のデジタルコンテンツ産業の発展状況と、最近の日台アライアンスによる中国進出増加の背景について説明してきた。

以上をもとに、ここからはコンテンツビジネス分野における日台アライアンスの増加とその可能性について考察を試みる。

周知のとおり、日本のコンテンツ産業は国際競争力を持っている分野が多く、とりわけマンガやアニメーションの分野では圧倒的なシェアを持っている。しかし、それは最初から国際展開を見据えたビジネス戦略の成果というよりは、コンテンツそのものの競争力によって結果的に得られたものという側面が強い。

一方、台湾のコンテンツ産業は国内市場規模が小さいこともあり、必然的に海外との合作が不可

欠である。

これまで台湾と日本のコンテンツ企業の提携は散発的にいくつかあったが、昨年、いくつかのプロジェクトが相次いで発表され、業界で話題となった。

まず日台合作の劇場用3Dアニメーション映画『孫中山』。これは1911年に勃発した辛亥革命100周年を記念して、台湾では「国父」、中国でも「中国革命の父」とされている孫文の一生を描いたものである。台湾側はこのプロジェクトのために設立された「中華中山文化国際伝媒」が制作を行い、日本からは映画『ALWAYS 三丁目の夕日』シリーズなどのVFX（視覚効果）で知られる有力映像プロダクション「白組」が技術指導で加わる。昨年10月18日に台北で正式に調印が行われ、本年中の完成と中台同時公開をめざす。また、その後のテレビアニメやゲーム、出版などの展開も見すえているという。

また日本最大の出版社「講談社」は台湾の出版大手「城邦」グループと昨年2月に業務提携、続く9月22日に「華雲数位」を共同設立することを発表。講談社の出版コンテンツを台湾で中国語化し、中華圏でデジタル出版を始めることを発表した。

前述したとおり、過去に台湾と日本のコンテンツ関連企業のアライアンスケースがなかったわけではない。むしろ、台湾はアニメ、コミック、ドラマ、音楽といった日本製コンテンツ最大の消費国であり、両者のビジネス関係は長い歴史を持っている。

では、前記2つのプロジェクトがなぜ注目されるか。それは両方とも日台連携による中国市場進出を目的としていること、そして前述のECFAにおけるサービス貿易部門のアーリーハーベスト対象業種にも明記された「中国側の台湾映画に対する輸入割当撤廃」を利用して、台湾企業と連携した形で日本製コンテンツの中国輸出を念頭に置

いたものだからである。

中国では、外国製コンテンツの輸入は厳しい規制によって阻まれている。劇場用映画であれば輸入割り当て（1年間に輸入できる海外映画は50作品と決められている）、テレビ用アニメーションであれば放送枠である。これにさらに内容に関するセンサーシップ（検閲）があり、性描写や暴力、政治性などで問題ありとみなされたコンテンツは中国での上映や放送、出版などができないようになっている。これに加えて、中国では、興業や流通などにおける中国独自の商習慣や海賊版DVD・インターネット上の違法ダウンロードの問題もある。

このように、日本のコンテンツ関連企業にとって、13億人の人口を擁する中国は垂涎の市場でありながら、思うようにビジネスが展開できないのが悩みの種であり、過去に多くの企業が中国に挑んでは撤退した事例は枚挙に暇がない。

しかし、前述のECFAの枠組みを使えば、理論上は台湾企業と共同制作した「台湾製中国語映画」（台湾の規定によって設立された映像製作会社が撮影し、資金やスタッフなどで台湾側の関与比率が50%以上認められる映画）としてリリースすれば中国の輸入割当から逃れられることができる。また、台湾は世界一の親日国であると同時に台湾企業は中国にも多数進出しているので、台湾側パートナー企業の力を借りて、中国当局や企業との交渉を有利に進めたり、ビジネスリスクをヘッジしたいという日本側の思惑も考えられる。

台湾のコンテンツ産業自体は日本と比べて市場規模が非常に小さく、大半が欧米や日本企業の下請けである。独自に欧米市場向けにオリジナルコンテンツを制作して輸出している会社もあるものの、台湾政府のコンテンツ産業振興や輸出促進への関与も中国や韓国のそれに比べれば低いのが実情で、オンラインゲームを除けば台湾製コンテンツは日本ではマイナーな存在だった。

しかし、ECFA の交渉進展により台湾政府も今年になって、コンテンツ分野での対日プロモーションに俄然熱が入ってきたようである。

毎年 10 月の東京国際映画祭に付随されて行われている TIFFCOM（映像見本市）には、昨年は過去最大の 12 社の台湾の映像関連会社（映画、ドラマ、アニメ）が出展した。また、これに先立つ 9 月 16 日には日本の財団法人（本年 4 月 1 日より一般財団法人に移行）デジタルコンテンツ協会と台湾の経済部が都内で開催したセミナー＆商談会では、活発な商談が行われた。同セミナーでは、日本側はグリーやドワンゴといったケータイコンテンツ会社、台湾側は携帯電話メーカー HTC や中華電信がプレゼンテーションを行った。

「日本側の ECFA への関心は高い。これまではアニメやゲームが中心だったが、今後は電子書籍や SNS などの新しいメディアで、日台のコンテンツ企業でどんな協力関係が築けるかがテーマ。台湾側は世界的に競争力のある自社の携帯端末に日本のコンテンツを搭載してさらなる国際市場開拓をしたいという意欲が見えた」（同協会国際室長・浪越徳子氏）。

一方、冒頭で紹介した合作アニメ『孫中山』の日本側プロジェクトコーディネートをを行った日本総合研究所のアジア・コンテンツ・インキュベーション・プログラム統括プロデューサーである紅瀬雄太氏は「『孫中山』はもともと台湾側で進んでいた企画だが、映像のクオリティ向上と日本流の制作委員会方式で資金調達を行いたいという台湾側の要望を受けて日台合作という形になった。ECFA がいい追い風になっており、台湾側からは中国や他の中華圏市場を念頭に置いた 7～8 本の企画がすでに提出されており、意気込みを感じる。日本企業はクリエイティブ面やビジネスノウハウの優位を持つ一方、台湾企業は中国での許認可手続きノウハウや中国市場に対する深い理解などが強みであり、補完関係を構築できる」と語る。

日本総研は台湾の政府系シンクタンク「資策会」と MOU（業務提携覚書）を締結し、日台合作による中国コンテンツ市場開拓をめざす「アジア・クリエイティブ・エクスチェンジ・コンソーシアム」（仮）を本年中に立ち上げる予定である。昨年 6 月 30 日に都内で開催したセミナーには日本側から約 100 名のコンテンツビジネス参加者が集まり、手ごたえを感じているという。

このほか、日本テレビも将来の中国への市場供給を見据え、昨年 5 月に台湾放送局と合併会社を設立したことが伝えられている。

4 コンテンツビジネス分野における日台アライアンスの課題

以上紹介したように、昨年から盛りあがりを見せているコンテンツ産業における日台アライアンスだが、当然不安要因と課題がある。

まず、ECFA によって中国側の輸入割当制限から逃れることができて、中国側の輸入ライセンス取得やセンサシップは引き続き残るということである。次に、政府間交渉であるため「映画の輸入割当撤廃」の次の解禁分野が何になるのかわからないことである。そして、今年 1 月の台湾総統選挙で国民党の馬英九総統が ECFA に慎重な姿勢を示していた民進党の蔡英文候補を破って再選されたことで台湾側の事情による ECFA の中止自体はないとしても、相手が中国である以上、本年 10 月の中国新指導部の発足如何で交渉の進展に影響が出てくる可能性も排除できないことである。

そして、ECFA を足掛かりに台湾経由で中国進出を考えている日本のコンテンツ企業にも、課題はある。

現在、台湾ドラマを日本向けに配給している「アジアリパブリックエンターテインメント」の塚崎隆文社長は、ECFA により映画に続いてテレビドラマの輸入規制緩和が進むことに期待しつつも、

「台湾人は確かに親日的で日本語を話す若者も多いが、ビジネスでの考え方はむしろ中国人に近い。台湾企業と組めば必ず成功するという保証はない。中華圏でのビジネスは個人的な人間関係づくりがポイントであり、日本的なビジネスは通用しないことを知るべきだ」とブームに乗った形での安易な日台アライアンスを懸念する。

確かに日本のコンテンツ産業はごく一部の大手を除けば、中小零細企業が圧倒的に多く、そこでつくられたコンテンツは国際競争力をもっているが、企業自体は国際化に対応できていないことが多い。また、ECFAの対象となるのは台湾側の関与が50%以上を占めるコンテンツであり、日本側

にとっては単なるコンテンツのライセンス供与ではなく、国際共同制作というより高度なビジネス対応が求められる。

国際経験の少ない日本のコンテンツ企業にとって、確かに親日的かつ国際経験の豊富な台湾企業は最初に組む国際パートナーとしては理想であろう。しかし、台湾企業と組んで成功するかどうかには、ECFAの行方もさりながら日本のコンテンツ企業自身の国際化も不可欠なのである。

単に「台湾企業に何ができるのか」を考えるのではなく、「台湾企業を使ってどのようなコンテンツを作り、どのようなビジネスを構築するか」が問われる。

(公財)交流協会 学生交流事業

交流協会では、日本と台湾との若者世代の交流促進のため様々な招聘・派遣事業を実施しています。平成 23 年 10 月 30 日から 11 月 6 日まで台湾の高校生の環境教育向上と日本理解を一層深めるために高校生 20 名を兵庫・京都に招聘しました。

招聘メンバーの多くは初めての訪日でしたが、神戸の人と未来の防災センターの見学及び環境学習、食品廃棄物リサイクル並びに舞子高校との交流の他、ホームステイなど短期間の日程ながらも多くのプログラムを通じ環境学習や文化・習慣に触れることが出来たようです。

今回招聘した 20 名のうち、男性 3 名女性 3 名の訪日報告書をここにご紹介致します。

2011 年台湾高校生環境教育研修訪日団 感想報告書

国立永靖高級工業職業学校
江浙展

今回の研修で私は多くの日本語と知識を学びました。そして各国が現在環境保護を重視している意識を感じました。交流協会の手配にはとても感謝しています。八日間の日程で阪神大震災を記念した博物館や舞子高校との交流、そしてエコの森京都での工場学習などがあり、日本と台湾が環境教育という分野に大きく力を入れていることが分かりました。

京エコロジーセンターで、日本では一日一人当たり平均約 478 本のペットボトル、量にして 335 リットルもの水を使用していることを知りました。これは日本人の風呂に入る習慣に依るものから水量が台湾人より多くなるのです。ですから京都市は各小学校に屋内雨水収集装置を設置し、屋内を冬は暖かく夏は涼しく保っており、電気と水の費用を節約しているのです。地球温暖化も重要な議題です。車の運転・エアコン・風呂・ナイロン袋の使用は全て二酸化炭素の生産に繋がります。京都市の京エコロジーセンターでは大自然と



その中の生き物とが共生し、一緒に美しい未来を作り出し、後世により良い生活環境を残そうというメッセージを発出しています。ゴミの減量は必要不可欠です。日本ではゴミ処理にお金を支払う必要があります。特に関西では 5 kg のゴミに対して 45 円必要です。そして 1 週間に 2 度しかゴミの回収がありません。実際 5 kg のゴミを処理するコストは 287 円にもなります。日本ではトイレトーパーは直接便器の中に流しますし、リサイクルもします。台湾では現在まだこのような措置は行われていません。

エコの森京都を参観しました。そこは食べ残しを肥料や飼料にする専門的な工場です。工場長の信念に私はとても心打たれました。徹底的な循環

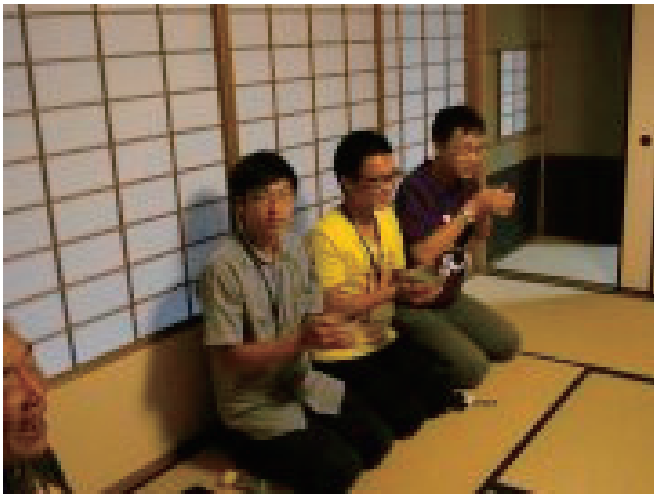
利用を行っているのです。台湾でも多くの人がこの方面に投資を行っています。私は工場に足を踏み入れたその瞬間とても喜びを感じました。私が最も好きな化学的な機械が目飛び込んできたからです。工場長からの紹介が終わり、私は自分の将来の方向性がはっきりと見えました。また質疑応答の時には多くの分からなかった疑問を尋ねました。工場長は私の質問に答えてくれ、彼が経営しているこの工場が完璧なものだと感じました。その時私はこの方面に進むために引き続き努力しようと思いました。帰国後、私はどのようにしてペットボトル中のポリ塩化ビニル (PVC) とポリエチレン (PE) を回収もしくは分解・再利用できるかを研究し始めました。これは私が現在研究室で考えている方向性ですが、ポリ塩化ビニルは冷媒（フロン炭化物：CF₂Cl₂）のように塩素原子を放出します。それはオゾン層の破壊だけでなく、発癌物質をも放出し、直接健康に影響を与えます。もちろん現在市場に出回っているペットボトルは比較的エコロジーなポリ乳酸が使われています。しかしよりエコロジーを強化するため、私はウルツ・フィッティッヒ反応、つまりハロゲン元素に取って代わる反応を利用することで、塩素原子に代替または分解し、アルコール類を加え、グリセリンを生成します。これは保湿効果がある医薬品です。化学の領域に関してとても勉強になりました。そしてエコの森京都の工場でも多くの化学に関する専門知識や専門用語を学ぶことができました。台湾は今までのように回収部分にのみ力を入れるのではなく、今後は廃棄物の再利用にも力を入れるべきであり、これは私たちが今後克服し、貢献しなければならない課題です。

人と未来の防災センターではとても恐ろしい3Dの映像を見ました。本当に心から震える映像で、3Dの効果を通して、私たちは一層震災当時の状況を体感することができました。失った物はとても大きいです。台湾には日本同様、自然災害

と防災の教育に関してより重視して欲しいと思います。

神戸市舞子高校の全ての学科はみな環境保護を主とした教育理念を持っていることに気づきました。環境教育専門の教室があり、防災練習の授業が用意されている日本で初めてこの科が設立された学校です。日本では小学校からこのような教育が始まり、各学校ではみな関連する記念館や博物館を見学します。それはとても重要な教育内容の一つです。そして平均的に一週間に一度防災訓練が行われています。このことから見ても、環境教育とは小さい頃から教え始めるものなのです。私は彼らとの交流の中で、二国間の違いを学ぶことができました。環境教育だけでなく、生活習慣、信仰する宗教、授業状況や防災教育の推進など、とても勉強になりました。私は日本の学生と連絡を取り、言わば一つの種となり、これら学んだ知識を台湾に持ち帰り、太陽の下、多くの場所にそれらを蒔こうと思います。

ホームステイでは多くの文化方面に関して体験することができました。ご主人のTさんは温かく迎え入れてくれ、私たちを宇治市内全体に連れて行ってくれました。あの日はちょうど日本の文化の日だったので、宇治市では「宇治十帖スタンプラリー」という活動が行われていました。この活動を通して私はより日本の文化遺産を理解することができ、大きく視野を広げることができました。源氏ロマンという源氏物語に倣った宇治のスポットである、東屋・椎本・手習・浮舟・蜻蛉・総角・早蕨・夢浮橋・橋姫・宿木・橋寺・宇治上神社・茶壺型ポスト・平等院などを見学しました。もちろん私が一番好きな茶道も体験し、とても嬉しかったです。日本の家庭内における独特な礼儀や習慣なども多く学び、日本と台湾の衣食住の違いを体験することができました。とても深く学べ、私にとって将来日本へ再度教育旅行で訪れる際の大きな手助けとなりました。



まち・コミュニケーションでは T₁さんの紹介で、地震で 6434 名の方が亡くなったことを知りました。その原因として家屋倒壊によるものが 47%、家具の下敷きが 31%、火災が 7%。これらは直接的な要因です。そして震災後の疾病や伝染病等間接的な要因は 15%を占めます。しかし最も重要なことは生存者の中で、約 70%の人が近隣住民に助け出されていて、20%が自分で解決し、消防隊員等に救出されたのはたった 10%でしかないことです。これにより日本政府は二つの改善を意識しました。一つは家屋の耐震措置、二つ目は友人や近隣住民との関係改善です。ですから近隣住民との付き合いに関する考え方は政府の大きな教育が必要です。

日本人は絶え間なく生活の改善を行い、絶え間なく彼らが直面した問題を解決してきました。最も重要なことは彼らが常に理念を持っていて、それをずっと「続けている」ことです。

台湾と日本はどちらも地震帯の上に位置しています。日本政府がこんなにも地震と防災を重視しているのを見て、私たちは日本とこんなにも近いのに、もし地震や津波が発生したとして、日本は適切な対応ができるでしょうが、私たち台湾は自分勝手に行動するのでしょうか？これこそが私たち台湾人が重視すべきテーマです。日本から私は多くの防災研究の素材を持ち帰りました。そして

積極的に日本の防災に関する HP を閲覧し、どのように防災や環境破壊の減少を行えば良いか資料を探しました。私は必ず今後一層多くの防災に関する情報を学び、多くの研究を行い、日台双方が直面する問題に建設的な考え方や意見を提起しようと思います。

最後に、私は種になりたいと思います。日本で吸収した養分を台湾に持ち帰り、そこで大きく花開き、このような理念を伝え続け、各地にその理念を植え続けたいと思います。

訪日の日程

台中市忠明高級中学
童懷億

飛行機が滑走路をゆっくりと移動し、オレンジ色の夕日、しとしとと降っている小雨、これが私の神戸の第一印象です。

私たちは舞子高校で多くの日本の高校生と交流しました。討論を通してお互いの文化を理解しました。経済・教育・国の特徴や国としてもっと改善すべき点などです。お互いを知り得た後私たちはお互いに名刺を交換しました。今後ずっと連絡が続くことを期待しながら。

日本で私たちは多くの博物館や記念碑を訪れま





した。その中で二つの場所が特に印象に残りました。まず、人と未来の防災センターで見た「東日本大震災 津波の被害」という映像です。その中には地震発生時の状況が映し出されていました。廃墟の中で燃え盛る火、悲しみと怒りの声、そして泣き声が絶えず耳に入ってきます。地獄、恐らくこれがこの状況を表す一番適当な言葉だと思います。

映像終了後、私は不意に隣の人をみると目から涙を流していました。恐らく 30 歳くらいの人でしたが、大地震発生から十数年経っているのに、この地震はこの人に消えることのない痛みを残したのだと思います。

痛みが過ぎ去り、優しさを覚え、広い心を身につけ、おおらかさを学んだのです。そして生命とは本来一つ一つの痛みが積み重なったものなのだと気づいたのです。それは生命誕生の母体の痛みから命が尽きる肉体の痛みまでであり、心の痛み、特に永遠の別れがあるからこそ、心と心がつながり、私たちは愛の彼方と繋がれるのです。

私たちが 921 大地震を経験して 10 数年経ちました。傷は未だに癒えていません。私と同年齢の友人は既にそれを過去のものだと忘れていますが、いつも防災訓練の際には軽い気持ちで行っています。一方日本の学生は防災訓練を重視し、また積極的に行っています。とても残念です

が、紛れもない事実なのです。今後私自身を含め同級生も真面目にこれらに取り組みたいと思います。突然何かが起こった時、あの訓練がとても重要だったと気づいても手遅れなのですから。

もう一カ所、私がとても印象に残ったのは「東遊園地 阪神大震災記念碑」です。地下には震災で亡くなった人たちの名前が刻まれていました。S さんが「この人たちの犠牲によって日本人の災害の意識を呼び起こしているのです。」と言いました。多くの人が犠牲になり、多くの家が倒壊したにも関わらず、日本人は諦めることなく、それをバネにして建築構造を改良し防災措置を施すなど、ゆっくりと大きな一歩を踏み出しているのです。

失敗した時自信を失うかもしれません。しかし自信を失えば良いことはありません。その時自身に対して一体問題はどこであったのかを問いかけます。自信を失った時こそ物事を疑い、そして進歩するのです。これらは前へと進む原動力なのです。

最後、ホームステイは今回の旅行で一番忘れられない思い出となりました。初めて会った時、彼らは私に英語で話しかけてくれました。この行為に私はとても驚かされました。日本語を話さないだけでなく、英語もとても上手なのです。私たちは台湾と日本に関する話を多く話しました。それに多くの名所旧跡を見学しました。夜には食卓を囲んでたこ焼きをつくりました。とても貴重な体験ができました。

ホームステイ家族と会話をしていると、彼らがとても楽観的であり、自分が所有している全てを大事にしていることがわかりました。「どのような視点から人生を見て、どのような収穫を得ることが出来るか」、ということを彼らから学びました。人生を楽しく成功させるためには第一に受け入れることを学ぶことです。現在の人生を受け入れ、それに対して感謝することです。たとえ愉



快でない状況に置かれたとしても、自分には何もない、と悲観するのではなく、自分が今所有しているものに対して感謝するのです。それが成功なのです。

この8日間で見聞したことは私の想像を超えていました。全てが素晴らしく、多くのことを学びました。一つのことの終了は別のことの始まりです。今回の旅行は終わってしまいましたが、台湾にいてもホームステイ家族や舞子高校の学生たちとはずっと連絡が取れると信じています。

飛行機が滑走路をゆっくりと移動し、白い朝日と晴れた空、気持ちのいい人たち、綺麗な町並み、多くの素晴らしいものがこの旅行の中で私の心に刻まれました。

日本環境教育交流団の感想

台北市麗山高中
李翊茹

緊張した面持ちで私は日本に到着しました。3度目の関西地域訪問でしたが、どこか違うような気がして、気持ちも以前とは異なるものでした。恐らく交流という任務を背負っているからでしょう。私はこのような気持ちで日本の大地に足を踏み入れました。

二日目午前中、私たちはまち・コミュニケーションで阪神大震災の対策や今年3月11日に発生した東日本大震災で活用された阪神大震災の経験について学びました。このような綿綿と続く進歩の精神を私たちは見習わなければなりません。午後には神戸市の舞子高校へ行きました。ここは交流の最重要訪問地です。私たちは舞子高校生から学校の説明を聞き、その後班に分かれて活動を始めました。日本の学生と一緒に台湾と日本の長所や短所、よく発生する災害の種類などを話し合いました。みんな、自分が話せる言葉を振り絞って話をしました。私は日本語がそんなに上手ではありませんが、漢字という補助を得ながらコミュニケーションをとることができました。みんなで協力し合い完成した壁新聞を見ると、とても充実感がこみ上げてきました。その後の発表も大きな学





習の場でした。他の班の発表を見ることで、自分たちの班の話し合いとどこが違うのかを考え、より多く両国の長短所を知ることができました。S₁組長やL校長が言っていたように、その日だけが重要なのではなく、台湾に戻った後の交流が大事なのです。現在私は当時の班員だった一人とEメールで連絡をし、お互いの文化やその違いなどを理解しようとしています。私たちは台湾と日本が一緒に蒔いた種なのです。10年後20年後もしかすると両国を繋ぐ大樹に育つかもかもしれません！

その後数日は環境教育団体を訪問しました。参観をしている時に多くの小学生を見かけましたが、小さい頃からちゃんと教育しているようで、日本の環境教育が徹底されているのだと感じました。台湾では学校でリサイクルや二酸化炭素減少を宣伝しているだけで、学生たちにより深く理解させようとはしていません。これらの団体を訪問して、私たち高校生が全く知らないことがあるのだと分かりました。それらは私たちが見習うべき点です。

しかし今回の旅行で日本では食べ残しを回収していないことに気づきました。ホームステイの時、お母さんが町内でリサイクルをしているおじさんに聞いてくれましたが、おじさんはそれは日本では難しい部分だと答えました。これも私たちが交流したからこそ発見できた点です。

エコの森京都の考え方もとても実用的でまたエ

コロジーでした。加工を経て不要な食材が動物の飼料へと生まれ変わります。これはエコロジーというだけでなく、この業界に活路を見出す新しい産業です。

この八日間で団員の間には感情が培われてきました。今回の交流は日本人とだけ行うのではなく、台湾全土の19の学校との交流でもあり、違う街から来た仲間と知り合うことができました。私たちは短い数日で心を通わせ、心の中の大きな位置を占めるようになりました。最終日の夕食にみんなで感想を発表していた時、みんなは素の一面をさらけ出しました。泣きながら台湾に戻りたくないと話したり、ずっと一緒に日本にいて交流を続けたいと話したりしました。もしかするとこれは私たちが予想もしていなかった収穫なのかもしれません。

離れがたい想いと多くの収穫を持って私たちは台湾という場所に戻りました。学校に戻り、クラスメイトと今回の交流の様子や学んだ内容を分かち合いました。

これで終わりではありません。これは私たちが環境保護の重要性を訴え、日台学生が交流を行う始まりなのです。

2011年台湾高校生環境教育研修訪日団報告書

高雄市立高雄女子高級中學
黃宜雯

一・各行程の感想

①まち・コミュニケーション（防災学習）

まち・コミュニケーションは現地の住民が阪神大震災後自立的に設立した復興を管理・計画した専門的組織です。ここで私たちは阪神大震災に関する多くの知識を勉強することができました。それは以前社会科で習うような写真だけのものでは

なく、話をして下さった T₁さんは分かりやすく写真や地図を用いて震災全体の様子や最も被害が大きかった御蔵地区の被災状況や復興状況を話してくれました。私は日本人の災害に対する粘り強くて確かな学習精神を学ぶことができました。

御蔵地区は地震発生後約 80%が火災に巻き込まれ、地震の直接的原因及び間接的原因で多くの人の命が失われました。しかし日本人はこれに氣落ちすることなく、死傷した原因や災害の影響を減少させる方法を探し出したのです。例えばビルの耐震構造を強化したり、公園の地下に貯水槽を作ったりと実質的な運用を考えた復興方法です。そして阪神大震災で学んだ経験は東日本大震災でも用いられました。段ボールを避難所に利用し被災者にプライベートな空間を持たせると同時に風邪等の蔓延を防ぐことで、お年寄りの死亡が大幅に減少しました。二度と同じ失敗は繰り返さないという精神を私たちは見習うべきです。

ここで私が一番印象に残ったのは日本人の粘り強さです。家が倒壊しても諦めることなくすぐに再建する。会社や工場が燃えても、ため息をつくことなく、社員が無事だったため短時間で会社の経営を軌道に乗せる。これらは人々自身の力であり、人と人との強力な絆であり、お互いに助け合い、協力した結果です。人は自分自身と相手とを信じていれば、苦しいこと・困難なことを恐れることはなく、不可能であろうと思われたことすら達成することができるのです！汗水出して耕してできた果実ほど甘い物はないのです。

②人と未来の防災センター（防災学習）、神戸港震災メモリアルパーク、東遊園地（阪神大震災記念碑）

この三カ所の場所を訪問して私は災害時にあるべき態度をより一層感じることができました。この三カ所は日本人が痛みと向き合った勇気を体現しています。多くの人は自分が傷つくことを顧み

たりはしません。しかし日本人は勇気をもってそれらと向き合い、教育や記念公園等を通して阪神大震災の痛みや経験を心の中に焼き付けています。忘れないように次世代へと受け継ぎ、被災し亡くなった方の思いを無駄にすることなく更に努力し、より良い防災方法を考えるのです。これは日本がこんなにも多くの、また悲惨な天災に襲われながらも災害後すぐに立ち上がる理由なのではないでしょうか。

③京エコロジーセンター（環境学習）

京エコロジーセンターとは COP 3 記念館のことです。COP 3 は京都議定書に関して討論した会議であり、それは人類が環境保護を重視し、実際の行動をとった一つの記念すべき会議です。京エコロジーセンターが COP 3 記念館であって京都議定書記念館でない理由は、一番重要なことは過程であり、結果ではないからです。

京エコロジーセンターは環境保護に関して学ぶのにはとてもいい場所です。可愛い挿絵や一目瞭然の展示品、スタッフの詳しい説明、それらによってとても効率的に多くの知識を吸収することができ、環境保護の概念と実用的な方法を心に刻むことができました。チャンスさえあれば一人でも多くの人に学んでもらい、それを実践することで、地球の環境破壊を減速させるのです。展示の中で最も印象に残ったものは食品廃棄物に関する部分でした。日本人は台湾人同様にとっても浪費しています。そのため食べ残しや食品廃棄物がとても多く、京エコロジーセンターでは一つのことを強調しています。それは個人の重要性です。一人一人が責任を負い、努力することこそとても意義のあることです。一人の環境保護活動は大きな成果を上げませんが、一人の一步が他の人にも影響を与え、大きな効果となり、環境保護の強大な力となるのです。この考え方は多くの人に身に付いていないものだと思います。

④エコの森京都（食品廃棄物リサイクル学習）

エコの森京都は日本にたくさんある食品廃棄物リサイクル会社の一つです。そこでは食品廃棄物から豚や鶏の飼料を生産しています。工場を見学した際匂いがとても辛かったですが、社員の努力は衣服に残った匂いのように私の心に留まりました。これらの会社は日本全体の60～70%の食品廃棄物をリサイクルしています。台湾もこの技術を学んで欲しいと思います。これは商業利益と環境保護を兼ね備えた方法です。台湾では食べ残しの回収はありますが、回収後は直接的な利用しかされておらず、応用範囲は限定され、加工後の衛生的問題は比較になりません。ですからこれらの方法は台湾でも試してみる価値はあると思います。

⑤舞子高校での交流、ホームステイ

台湾の日常生活で外国人と直接関わるチャンスはほとんどありません。しかしその国の人たちと直接交流することはその国を理解する直接的な方法です。ですから今回の機会は私にとってとても収穫の多いものになり、より日本を理解することができました。以前テレビで日本の番組を見ることはありました。しかし画面を通すと現実感が失われてしまいます。今回の経験を通して、私は日本人の情熱を感じることができました。以前は日本人に対して冷淡で表面的な印象しか持っていませんでしたが、実際はとても温かく感じました。私は日本語ができませんが、彼らと多くのことを話しました。多くのことは言語を介する必要はありません。人と人とのコミュニケーションは言語を超えるのです。これは恐らく所謂以心伝心というものでしょう。以前はどういう意味かわかりませんでしたが、今回の貴重な経験を通してようやく理解できました。

⑥観光と体験

今回の研修で私たちは神社の参拝や和服・温泉等、多くの日本文化体験を行いました。これを通して以前では学べなかったことを学ぶことができました。万卷の書を読むは万里の路を行くに及ばない、ということです。神社での参拝方法は台湾のとは全く異なります。参拝の目的はやはり心の安らぎを求めて行くのですが、日本人は台湾人よりも神や神の領域に対する畏敬が大きいようです。その他の体験でも私は多くのことを学びました。以前には関係する本を何度も読んだことはありましたが、実際自分で行ってみると違った感覚になります。自分の目で見ることと、メディアを通して見ることで少し違いが出てきます。しかしこれら「本家本元」はとても貴重な体験で、より本当の日本を理解できました。

二・全体の感想と結論

今回の研修前、私は日本に対してはただ単純な憧れでしかありませんでした。今回の研修を経て、私の憧れは理解と好意へと深まりました。これらの学習や体験から私は日本人の一つ大きな特徴と長所を感じることができました。それは個人の定義です。個人とは一人という意味ではなく、一つの団体の中の一個人と意味を拡大できるということです。一人一人の力はとても重要です。一人一人の行為は他人に影響を与えます。日本人はそのことをとてもよく理解しています。ですから彼らは道徳心を持ち、責任を全うしているのです。この概念は彼らの日常生活の中にまで染み渡っています。仕事・環境保護・相互扶助・防災関係、全てにおいてです。これはとても尊い精神であり、本来の個人の概念よりも現実的で、且つ正確です。私は自己紹介で今回の目的は災害発生時に自分や他人を助けられる知識を得ることだと言いました。しかし私が学んだことは私が期待した以上のものでした。現代社会において知識を得ることは容易です。しかし実際に行動する人はほとん

どいませ。今回の研修で私は多くの知識を得ました。そして更に重要なことは、私は無限に広がる精神を学んだということです。

三・心からの感謝

今回の素晴らしい経験を得られ、本当に多くの人に感謝しなければなりません。まず引率して下さった先生方。L 校長、S₁組長、T₂さん、T₃さん、S さん、彼らの苦勞がなければこんな素晴らしい研修はありえなかったでしょう。本当に感謝しています。お疲れさまでした。そして交流協会がこのような機会を与えてくれたことに感謝します。私は多くのことを学び多くの初めての経験をしました。そして違った日本を見ることができました。ありがとうございます！

訪日の感想

国立大甲高工
王思閔

初めて海外に行く私は興奮と期待で踊りだしそのような気持ちを押さえることが出来ませんでした。飛行機が離陸する時、私の心は飛行機と一緒に前へと走り出し、美しい日本へと誘われたのです。日本に到着した時には小雨が降っていましたが、私の日本を愛する気持ちには何の影響もありませんでした。

まち・コミュニケーションの防災学習で、私は地震の威力や人間関係の重要性（災害が発生したら被災者をすばやく救出できるのは近隣住民なので）を理解しました。この変遷の速い現代社会では近隣住民とのコミュニケーションを計ることで、災害が発生した時にはお互いを助け合うことができますのです。現在日本の公園には貯水設備を設置されています。なぜなら阪神大震災発生時、水がなかったため火を消すことができず、火の勢



いがとても速く広がってしまったのです。公園には排水管が直接下水道に繋がっています(写真1、白い部分)。これは災害が発生した時にその効果を発揮し、またとても衛生的な方法です。

舞子高校（環境防災科）を訪問した時、日本の高校生が真面目に環境と防災に関して研究している態度や外国からの客をもてなす温かさには感心せざるをえませんでした。

お互いがお互いの国のことを理解しようとしていた時、私たちはどちらもお互いの母語を使わず英語を用いて双方の国の風習・グルメ・政治などについて話しをしました。それがまた一層現実的であり具体的に日本の風情を表現していました。

「人と未来の防災センター」を訪れた時「東日本大震災」が発生した当時の映像を見ました。そして日本人の団結力を知ることができました。彼らは団結の力によって壊れた家や道路を素早く再建していました。これは一般的に言われる「団結力は強い」ということなのでしょう。この施設では古い住居は如何にして耐震力を補強するか、新しい家は如何にして建てれば地震に強くなるか、そして室内の家具をどのように配置し、耐震設備をどのように設置すれば地震に耐えうるのか、等を



学ぶことができます。それらの事前予防こそが命を守る無二の方法なのです。

そして研修旅行中には多くの記念碑や記念公園を参観しました。これらは後世の人に対する「先代の出来事を忘れず、後代の師とすべし」の教えです。後世に災害の防止やその意識を理解させてくれるのです。例えば「東遼園地 阪神大震災記念碑」では記念碑に被災して亡くなった人の名前が刻まれています。それを見た人は追悼の思いと災害への警戒心を生じさせるのです。

ホームステイを経て、日本に関して一層理解が深まりました。ホームステイ先のお母さんは私たちにより日本を知ってもらおう、日本を身近に感じてもらうと、様々な場所に私たちを連れて行ってくれました。例えば日本の電車に乗ったり日本の美味しい食事を食べたり、日本式の建築や多くの神社を参観させてくれました。一番印象に

残ったのは「伏見稲荷大社」です。そこには数多くの「鳥居（写真2）」があります。あの壮観な鳥居を見ると日本人を尊敬せずにはられません。最後は名残惜しく感じるほどの建築で、また規模も大きいので一日では廻りきれませんでした。

太陽が西に傾き始め、私たちは電車でお母さんの家に行きました。最初に足を踏み入れた時とても驚きました。とても綺麗だったのです！夜の帳が落ちる頃、お母さんは夕食を作り始めました。私たちも手伝い、初めてたこ焼きを作りました。とても楽しかったです！また食事をしている時、私たちは次々と自分の国について紹介しました。そして私が驚いたのは彼らの台湾に対する認識度が私の想像を超えていたことです。日台には兄弟のような関係が存在しているのですね！

最後に和服体験の時間です。このように和服を着るとまるで日本に溶け込んだかのような感じがしました。そして和服を着て（写真3）日本の美しい木造建築を楽しめたのです。清水寺まで歩いて行くと、外国人が私たち偽りの日本人の写真を撮りたがっていました。異国に来て多くの人や物と知り合え、形容しがたい素晴らしい感覚に陥りました。

今回の教育旅行は自分自身を大きく成長させてくれました。台湾各地の友人ができました。日本で国外の風習や習慣、人情や出来事を学びました。広く大きな地球という一つの村について理解を深めることができました。

日本での輝かしい八日間

台北市中山女子高級中學
徐楚雲

日本は秩序があり、礼儀正しく、とても清潔な、心安らぐ気持ちのいい国で、多くの素晴らしい点が今でもまだ私の頭の中に残っています。

今回は私がこの小さな台湾という島から初めて

外に出て、世界に飛び出した第一歩になりました。私の目には清潔な道路、平らな地面が飛び込み、日本の街を歩いているととても気持ちがよく、私の視野を広げてくれました。

日本は表面的には進歩的で美しい、欠点などないような国に見えますが、背後には暗く振り返りたくない過去があります。台湾同様、日本はプレートがとても不安定な地震帯の上にあり、常に予測が難しい地震に苛まれているのです。将来、科学技術が発展したら別として、現在の技術では災害の影響を免れることはできません。1995年、神戸で致命的な大地震が発生し、多くの住民が身近な家族や友人を失い、消すことができない陰を落としました。台湾に身を置く人たちも同じ感覚を持っていると思います。1999年の921大地震で台湾は甚大な被害を受けました。世界各地の援助のおかげで、台湾は再び立ち上がることができました。

神戸の大地震発生現場では多くの家が非情にも崩れ、人々もその中に巻き込まれました。まち・コミュニケーションのT₁さんも被災者の一人です。6つの会社のうち5つを地震によって発生した火災で焼失しました。会社の社員は無事でしたが、全てが焼けてしまったのです。これは一般的にはとても大きな打撃です。しかし彼は諦めるわけではなく、それをバネにして、失った全てを補い、再び立ち上がったのです。これはとても辛いものだったと思います。「ゼロ」から「会社の再建」はとても困難なものです。しかし彼らは常に「諦めなければいずれ新しい状況を作り出せる」と信じています。確固とした態度と決して諦めない気持ちがあるので、最終的に望んだ結果が生まれるのです。

最も尊敬すべきは「ゼロから気持ちを切り替え歩みだす」に至るまでにたった11日しかかかっていないことです。彼らの心は地震によって潰されたわけでないことがわかります。これはとても

見習うべき精神です！地震を通して神戸の人は「近隣住民」の重要性を感じました。もちろん状況によって変わってはきますが、諺で「遠くの親戚より近くの他人」と言います。このような大きな災害を経験したことで、台湾で921大地震が発生した際には多大な援助をしてくれました。人というのはお互いに支え合っているのですね！お互いが良好な関係を保っていれば、相手が困難な状況に陥った時には最大の援助ができるのです。これはとても良好な相互扶助関係です。

2011年3月に「東日本大震災」が発生しました。多くの建物は基礎がしっかりしていなかったため、崩れたり傾いたりしました。震災後、人類は更なる教訓を得たのです。それは自分の住んでいる場所の特徴を知っておくことこそが、災害発生時の防護措置となるということです。これはみんなが知っていなければならない考え方です。決して「事後処理」ではなく、その時が来て後悔してももう遅いのです。

京エコロジーセンターは感嘆せざるをえない場所でした。ここで日本の節電節水方法を学びました。そして微生物を培養している容器の中を見て、その原理を勉強しました。台北では必ず台北市指定のゴミ袋を使用するよう規定されています。京都では5年前からこの計画が開始されました。当初住民は猛反対していたそうですが、成果を上げてからは賛成派が増え、反対の声は少なくなったそうです。とても素晴らしい始まりだと思います！

環境に関する知識以外に、私は日本の独特な文化を多く経験しました。日本人の食べる食べ物は台湾とは少し異なり、毎食とても新鮮な感覚に陥りました。あまり食べ慣れませんでした。とても貴重な体験であったため、一口ずつ味わって食べ、日本人の飲食文化を感じとりました。食べ慣れないからといって、食べられるものを疎かにしてはいけません。私たちが日本にいる間にちょう

ど「文化の日」がありました。街中にはお父さんお母さんが和服を着た小さな子供を連れてお寺にお参りに行っていました。想像していたよりも壮観で、とても視野が広がりました。大部分が制服を着たタクシー運転手の中に、和服を着た女性ドライバーがいました。とてもカッコ良かったです！

もちろん、私たちも日本の象徴である和服を着ました。和服を着たその瞬間、私たちはおしとやかな女性・男気溢れる男性に変身を遂げました。とてもカッコ良かったです。歩いているときは大股で歩くことはできず、階段もゆっくりとしか登れず多少疲れましたが、この素晴らしい思い出は一生忘れられないものになりました。そして私にとってもよくしてくれたホームステイ先のお母さんが美容院に連れて行ってくれて、「芸妓さんの髪型」にセットしてくれました。まるで「日本人になった」ような感覚で、感激と珍しさと素晴らしさが交わった、何とも言えない複雑な気持ちでした！このとても貴重な体験は私の大切な思い出となりました。和服を着て清水寺を歩くなんて、とても得難い体験です！残念なことに楽しい時間はとても速く過ぎ去り、和服を返す時間となってしまいました・・・

日本のお風呂もまたとても珍しい場所でした。最初は「一糸まとわない」ことにとても驚きましたが、日本に来たのですから郷に入れば郷に従わなければなりません。みんなで何も隠すことなく向き合えた感覚は素晴らしかったです！

所謂「岡目八目」というやつで、私は外国人の立場から異国の情緒を楽しむことができました！日本では台湾には見られない多くの優れた点がありました。それらは感嘆に留まらず、羨ましささ

え覚えます。日本では何事にも効率的で、生活水準も驚嘆するほど高いです。トイレの設計も人のためを考えてあり、便器が使用前に洗浄されるだけでなく、使用後も自動で流れて行きます。そして「お尻を洗うかどうか」の選択もできるのです。トイレを流し終えたら、節水の手洗い装置があり、手を洗い終えた水は便器の後ろにあるタンクに貯められるのです。本当に「先進的な日本」を感じることができました！

使用効率を上げるために、エレベーターは「高階層」と「低階層」に分かれているため、人で溢れるようなことはありません。それは時間を浪費しないための移動手段であり、とても素晴らしい設計です。

一つ欠けている点を上げるとするならば、日本では「信号の色が変わる秒数を教えてくれない」ことでした。しかしこれは私の日本に対する高評価に影響するものではありません。なぜなら日本は本当に素晴らしい場所だからです。ホテルのスタッフは「90度のおじぎ」で挨拶をしてくれますし、バスで横入りするようなことはほとんど見かけませんでした。常にちゃんと列に並んでいます！道路にゴミが落ちていることなど更に少なく、日本人はとても規律正しいのです！

今回日本に来て、とても多くのことを学びました。環境保護の知識を学び、日本の伝統文化を体験しました。日本の高度な科学技術や人との接し方を見ることができました。台湾に輸入すべきことが多すぎて一言では表せません！

とても価値があり、永遠に後悔しない、色々なものを持ち帰ることが出来た旅でした！今後同じようなチャンスと巡りあり、もっと勉強し、もっと体験したいです！

台湾スマートフォン最新事情/現地ヒアリングから

Taipei Computer Association 東京事務所 駐日代表 吉村 章

■台湾スマートフォンを注目する理由

スマートフォンが携帯電話の市場を大きく変えようとしている。単に市場だけではなく、スマートフォンの普及によって携帯電話の使い方や生活やビジネスにまで大きな影響を及ぼし、スマートフォンはユーザー自身の生活そのものに大きな変化をもたらそうとしている。

2007年にアップル社がこれまでの携帯より大きなタッチパネルと操作性に優れたインターフェイスを備えたiPhoneを販売したことをきっかけに携帯電話の市場が大きく変わった。

その後、アップルに続いてアンドロイド機種を中心にHTC(宏達電)、Samsung、Nokiaなどもスマートフォン市場で新製品を続々発表し、さまざまなグレードの製品が市場を賑わすようになった。

筆者は台湾の存在をふたつの面で注目している。第一に、台湾のスマートフォンのサプライチェーンと生産メーカー動向である。第二に、APP(アプリケーション)ビジネスにおける中国ビジネスの前哨戦としての位置付けである。

このレポートでは、最初に中国、台湾、日本のそれぞれの地域におけるスマートフォン市場について概況を紹介する。それぞれの地域の携帯電話契約ユーザーと3G携帯のユーザー数について、さらにスマートフォンの普及状況についてまとめた。

次に台湾の政府系シンクタンクである産業情報研究所(MIC)の調査データを引用しながら、台湾メーカーの生産動向について紹介する。台湾の「強み」は川上から川下まで、ソフトウェア・ハードウェアの分野から、生産モジュール・アセンブリメーカーまで、裾野の広いサプライチェーンが

あることである。Mediatek(聯発科技)、MStar(晨星半導体)、Sunplus(凌陽科技)などのチップセットメーカーから、プリント基板、タッチパネル、カメラモジュールなど豊富な経験と実績、ネットワークを兼ね備えたグローバル企業が数多く存在する。

また、生産代行に特化したビジネスを行っているFoxconn(富士康)やInventec(英華康)、自社ブランドを展開しているHTC(宏達電)やAsus(華碩)、Acer(宏碁)など、それぞれ戦略が違う企業があり、今後のビジネス展開が注目を集めている。日本国内でもHTCのAndroid端末の普及が進んでいる。このレポートでは台湾のこうしたアセンブリメーカーに注目し、スマートフォンの生産動向についてまとめてみた。

最後に、中国市場の前哨戦とも言える台湾市場のユーザー動向を紹介し、今後のビジネスの展望を考えてみたい。台湾では日本同様に2011年にスマートフォンの販売台数がフィーチャーフォン(従来型の携帯電話)の販売台数を上回っている。日本と同じように急速なスマートフォンの普及が進みつつある台湾で、スマートフォンを使ったビジネスの環境がどう変化していくのか、台湾でのトレンドを中国でのビジネス展開を考えるヒントとして模索する場として注目していきたいと考えている。ゲームや電子書籍などエンタテインメントアプリ、さらにビジネスアプリや業務支援アプリに注目して、今後スマートフォンのAPPビジネスがどのように進展していくかを注目したい。

筆者が台湾を注目する理由は次の3つの点にまとめられる。

第一に、今後の中国市場を見ていく上で台湾の

市場動向はひとつの指標となり得ること。

第二に、中華圏向けの製品開発において台湾企業を製品開発パートナーとすることが有効であること。

第三に、まず台湾国内でテストマーケティングを行い、その経験を以って台湾企業を中国市場開拓のパートナーとすることが期待できること。

以上のポイントについてスマートフォンのアプリについて、特にビジネスアプリや業務支援アプリが新たなビジネスチャンスをもたらすきっかけになり得る点に注目したい。中国ビジネスの橋頭堡を築くためにも、台湾でベストパートナーを探し出したい。

■ 1-1 中国における携帯・スマートフォンの市場動向

中国のメディア及び関係機関によると、2011 年末の時点で中国では携帯電話の契約ユーザー数はおよそ 9 億 7,523 万ユーザーと発表されている。そのうち 3 G 加入者は 1 億 2,458 万ユーザーとなっている。中国では 2009 年 1 月に China Mobile (中国移動)、China Unicom (中国聯合)、China Telecom (中国電信) 3 社がそれぞれ TD-SCDMA、WCDMA、CDMA2000 と異なる規格でライセンス許認可を受け、同年秋から 3 G サービスを本格開始した。

現在のキャリアごとのユーザー数と 3 G 化入社数についてまとめた。

まず、業界トップの China Mobile (中国移動) は契約ユーザー数 6 億 4,957 万ユーザーで、3 G 加入者が 5,121 万人/TD-SCDMA (2011/12 月時点) となっている。次いで、China Unicom (中国聯合) が 1 億 9,966 万ユーザーで、3 G 加入者が 4,002 万人/W-CDMA (2011/12 月時点)、そして China Telecom (中国電信) が 1 億 2,600 万ユーザーで、3 G 加入者が 3,335 万人/CDMA2000 (2011/11 月時点) となっている。現在の 3 G ユー

ザーの比率は 12.8% で、今後も大きな成長の余地が見込まれている。

一方、中国国内の携帯電話の販売台数は推定で 2 億～3 億台 (ホワイトブランドも含む) と予想されている。このうちスマートフォンの販売台数は 2011 年の第 3 四半期 (7～9 月) の 3 か月でおよそ中国市場 2,390 万台となっている。メーカー別では Nokia 680 万台と Samsung 420 万台とで全体の 46.1% を占める。2012 年には 3 G ユーザーの伸びに合わせて、今後はスマートフォンの販売台数が大幅に伸びる見込み。中国での販売台数を年間 1 億台と予想するメディアもあり、3 G ユーザーの増加に合わせて中国市場でも急速な勢いでスマートフォン浸透していくことが予想される。

一方、アメリカ IDC が 3 月に発表したレポートでは 2012 年世界スマートフォン市場において中国のシェア 20.7% にまで上昇し、米国の 20.6% を上回ると発表している。2011 年のアメリカ 21.3%、中国 18.2% を中国が僅差で逆転するだろうと述べている。中国市場向けの製品開発競争が激しくなることが予想され、業界をリードする台湾チップセットメーカーの動向も注目されている。

一方、台湾の政府系のシンクタンクである資訊



中国の家電量販店内の集合店舗にある携帯ショップ。ブランド携帯からホワイトブランドまでさまざまな価格帯の携帯電話が所狭しと並んでいる。iPhone の普及とともにスマートフォンが注目を集めている。発売当初、iPhone は 6,000～7,000 人民元前後 (78,000～91,000 円前後) の価格帯で売られていた。スマートフォンは近い将来、アメリカを抜いて世界一の市場規模になる。

工業策進会(III)の産業情報研究所(MIC)によると、中国の携帯電話メーカーでスマートフォンの生産はHuawei(華為)とZXT(中興)とがそれぞれ1,500万台前後(推測値)、またLenovo(联想)600~800万台(推測値)とされている。

■ 1-2 台湾における携帯・スマートフォンの市場動向

一方、台湾の携帯電話の契約ユーザー数はおよそ2,793万ユーザーと発表されている。その内、3G加入者数はその74%を占め2,066万7千ユーザーで、2.5G以下の契約ユーザー726万4千ユーザーを大きく上回る。またWiMAX契約ユーザーは13万1千ユーザーである。

キャリアごとの契約ユーザーを見ると、Chunghwa Telecom(中華電信)が995万6千ユーザーで業界トップ、Taiwan Mobile(台湾大哥大)が657万4千ユーザー、Far Eastone(遠伝電信)が657万4千ユーザーと続く。台湾では2017年からの開始予定でLTEの準備を進めている。2015年にはライセンスが交付になる見込みだが関係者によると開始が前倒しになり、予定より早まるとの予測もある。

携帯電話の販売台数を見ると2011年に台湾で販売された携帯電話の台数はおおよそ754万台となっている。台湾では2011年第2四半期(4月~6月)から第3四半期(7月~9月)にスマートフォンがフィーチャーフォン(従来型の電話)を逆転した。2011年第4四半期(10月~12月)における販売台数の比率はスマートフォンが56.4%となっており、2012年第2四半期(4月~6月)には64.5%となる見込み。

メーカー別の市場占有率を見ると、Samsungがトップで市場占有率は23.4%、注いでNokiaが18.5%、HTCが16.4%、ソニー11.4%、アップル8.4%と続く。Nokiaが昨年の24.1%から18.5%に大幅にシェアを減らす一方で、HTCが

11.6%から16.4%にシェアを伸ばすなどが特徴的な動きになっている。

台湾で携帯ショップを回ってみると日本のショップと比較してもまったく違和感がない。(写真)明るい店内にゆったりとしたスペースでさまざまな機種が陳列されている。専門の説明員を配置し、ユーザーサービスも行き届いている。

人気機種の価格を見てみると、SamsungやHTCの最新機種でおよそ20,000円前後(日本円56,000円前後)である。価格的には日本と大きな差はないが、日本と台湾との物価水準を考えると感覚的には日本円で10万円前後の買い物をする感じと考えるとよい。これはもちろん台湾でも決して安い金額ではない。従来型のフィーチャーフォンが安いモデルでは2,000円~5,000円(日本円で5,600~14,000円)で買うことができたのに比べると、エンドユーザーにとってはかなり高い買い物になる。

しかし、実際はキャリアの料金プランによって端末を購入する。これだと2年契約で端末の価格はおよそ5,000~8,000円前後(日本円で14,000~22,400円前後)、月額の使用料はデータ通信の上限を設定しないプランでおよそ1,000円(日本円で2,800円)となる。



台北駅前にあるFar Eastone(遠伝電信)の携帯ショップ。Chunghwa Telecom(中華電信)、Taiwan Mobile(台湾大哥大)、Far Eastone(遠伝電信)のキャリア3社が台北市内のあちこちにキャリアショップを展開している。



Taiwan Mobile(台湾大哥大)のショップ内。台湾ではやはり HTC (宏達電)端末の存在感が大きい。



Samsung のギャラクシーノート、キャリアプランで 7,990 元(およそ 22,300 円)、本体価格は 20,000 元(およそ 56,000 円)を超える。



壁にずらりと並べられたさまざまな機種。価格はニュータイワンドル(台湾元)、現在の為替レートだと価格×2.8で日本円換算できる。参考までに販売価格をご覧いただきたい。



Taiwan Mobile(台湾大哥大)の料金プラン、月額基本料 450 元(1,260 円)を契約するとデータ通信が上限なし追加 1,000 元(2,800 円)で利用できる。台湾の物価水準を考えると安いとは言えないが利用者は多い。

■ 1-3 日本のスマートフォン市場

ここで日本の状況にも触れておこう。日本でもスマートフォンが急速に普及している。MM 総研の発表によると 2011 年の携帯電話の販売台数は 4,190 万台で前年比 11.3%の伸びとなっている。そのうちスマートフォン出荷台数は前年比 2.7 倍の 2,340 万台を記録し、携帯電話の総出荷台数に占める割合が 55.8%をとなり、通年で初めてスマートフォンが過半数に達した。

2012 年度以降の総出荷台数は、2012 年度が 4,060 万台、2013 年度が 4,100 万台、2014 年度が

4,210 万台と予測している。今後も 4,100~4,200 万台の規模で推移する。

そのうちスマートフォンの出荷台数は、2012 年度が 2,790 万台で全体の 68.7%、2013 年度が 3,080 万台で全体の 75.1%、2014 年度が 3,340 万台で 79.3%と携帯電話の出荷台数に対する割合は年々高くなることを予想している。

2012 年 3 月末で日本国内の携帯電話ユーザー数は 1 億 1,232 万ユーザーとなっている。このうちスマートフォンの契約比率は 22.5%と予測。その後、2013 年 3 月には 4,335 万ユーザーで全体

の37.7%、2014年3月末には5,659万ユーザーで全体の48.3%、そして2014年度末にはスマートフォン契約数が携帯電話ユーザー数の過半数を超えると予測している。

スマートフォンOS別契約数シェアは2011年3月末時点でiOS49.6%、Android40.4%であったが、2011年12月末にはAndroid58.1%、iOS37.2%とAndroidが逆転している。

■ 2-1 台湾企業のスマートフォン生産動向

台湾を代表する政府系シンクタンクである資訊工業策進会(III)産業情報研究所(MIC)の発表によると、2011年に台湾企業によるスマートフォンの生産台数は1億5,009万9千台(第4四半期は予測値)となっている。四半期ごとの生産台数は「表1」の通り。2011年上半期は100%を超える成長率を記録している。

2012年生産台数予測は第1四半期(1月～3月)が4,091万3千台、前年同期比33.8%増の見込み。第2四半期(4月～6月)が4,794万3千台、同56.8%増の見込み。第3四半期(7月～9月)5,557万2千台 同55.7%増を見込んでいる。

生産額で見ると、2012第1四半期(1月～3月)は98億4,500万ドルで前年同期比24.3%増、第2四半期(4月～6月)117億6,100万ドルで同48.5%増、第3四半期(7月～9月)135億8,300万ドルで同47.3%増となっている。生産台数及び生産額とも第1四半期に落ち込むのは、年末商戦後の生産調整に入るためである。

メーカー別生産台数を見してみる。2011年の第

3四半期を例に挙げるとFoxconnが2,070万5千台で全体5,557万2千台の53.1%で圧倒的なシェアを占める。同期における他社の台数はHTCが1,259万台でシェア32.3%、AsusTek/Pegatronが250万台で6.4%、Wistronも同じく250万台で6.4%など。以上が上位4社の数値で、アップル社のiPhoneのOEMを手がけている関係で生産台数ではFoxconnが圧倒的な強さを示している。

Foxconnの2010年生産台数の合計は5,191万9千台でシェア61.56%を占める。2011年上半期の生産台数は3,503万5千台で全体の52.9%になる。Android勢の攻勢によって全体の生産台数におけるシェアは下げてはいるが、生産台数を同期比で比較してみると2010年第3四半期の1,556万7千台から2012年第3四半期には2,070万5千台と前年同期比で33%増と高い成長となっている。

産業情報研究所(MIC)によると、Foxconn、HTC、AsusTek/Pegatron、Wistronのトップ4社に続く各社の2011年第3四半期における生産台数は、Compalが34万台、WNCが29万台、Qisdaが3万7千台、Inventecが1万台、Gigabyteが5千台となっている。最も多いCompalでも通年で200万台以下であり、トップ4社との間に大きな開きがある。

OS別の生産台数を2011年第3四半期の例で見えてみると、iPhone OSが全体の57.7%、Linux OS(Androidを含む)35.1%、Blackberry OSが6.4%、Windows OSが0.7%となっている。Androidを含むLinux OSに注目すると2010年

◇表1 台湾企業によるスマートフォン生産台数及び生産額

単位：生産台数/千台、生産額/百万アメリカドル

	1Q10	2Q10	3Q10	4Q10	1Q11	2Q11	3Q11	4Q11(e)	1Q12(f)	2Q12(f)	3Q12(f)
生産台数	11,435	16,482	24,646	31,771	30,581	35,683	38,977	44,858	40,913	47,943	55,572
前年比成長率	70.1%	74.3%	94.4%	91.0%	167.4%	116.5%	58.1%	41.2%	33.8%	56.8%	55.7%
生産額	2,936	4,319	6,247	8,245	7,919	9,224	9,949	11,152	9,845	11,761	13,583
前年比成長率	61.3%	70.0%	96.1%	102.9%	169.7%	113.6%	59.3%	35.2%	24.3%	48.5%	47.3%

※資料出所：資訊工業策進会(III)産業情報研究所(MIC) 2011年11月

◇表2 2011年の第3四半期、台湾企業によるスマートフォン生産台数ランキングの推移

単位：生産台数/千台、生産額/百万アメリカドル

	1Q10	2Q10	3Q10	4Q10	1Q11	2Q11	3Q11
1	Foxconn	Foxconn	Foxconn	Foxconn	Foxconn	Foxconn	Foxconn
2	HTC	HTC	HTC	HTC	HTC	HTC	HTC
3	Wistron	Wistron	Wistron	Wistron	AsusTek/ Pegatron	AsusTek/ Pegatron	AsusTek/ Pegatron
4	Compal	Compal	Compal	Compal	Wistron	Wistron	Wistron
5	AsusTek/ Pegatron	WNC	WNC	Qisda	WNC	Compal	Compal
6	WNC	AsusTek/ Pegatron	AsusTek/ Pegatron	WNC	Compal	WNC	WNC
7		Gigabyte	Qisda	AsusTek/ Pegatron	Qisda	Qisda	Qisda
8	Acer	Inventec Appliance	Gigabyte	Gigabyte	Gigabyte	Inventec Appliance	Inventec Appliance

※資料出所：資工産業策進会(III)産業情報研究所(MIC) 2011年11月

第3四半期に28.4%から35.1%へと6.7ポイントと大きな伸びとなっている。それぞれ順調にスマートフォン生産台数を伸ばしている中でAndroidの伸びが突出している。

FoxconnはiPhoneのOEMを一手に引き受けてきた。深圳が主力工場でスマートフォンの生産拠点。同社は成都にも工場を持ち、iPadを生産している。

HTCは台湾でオリジナルブランド戦略を積極的に展開しているメーカーだ。PDAのOEMからスタートした企業であるが現在ではAcerやAsusを凌ぐ携帯電話メーカーに成長した。開発と生産の拠点は台湾の桃園にあり、桃園では工場の拡大を積極的に進めている。

AsusTek/Pegatronは2011年7月にアップル社よりiPhoneのOEMを受注。蘇州に生産拠点を持つ。

WistronはAcerグループの一員であり、OEMでNokiaのBlackberryをメキシコ工場生産している。

Compal ComはNokia、MotorolaのOEMを手がけ、Windows Phoneの生産を上海工場や南京工場で行っている。

WNCはWistronの子会社で同じくAcerの関連企業。中国のパソコンメーカーであるLenovo

(聯想)のOEMを受け持つ。Qisdaはデル、モトローラのOEMを受けている。Inventec ApplianceはHPからのOEM、Gigabyteはオリジナルブランドの開発を手がけている。

■ 2-2 ODM/OEMとブランドの比率と生産拠点

OEMとはOriginal Equipment Manufacturer(オリジナルエクイップメントマニファクチュアラー)の略で、製品を相手先ブランドで製造し、供給することである。また、ODMとはOriginal Design Manufacturing(オリジナルデザインマニファクチュアラー)の略で、OEMをさらに進化させて、相手先から生産だけでなく設計まで請け負うビジネスモデルである。自社設計のモデルを積極的に提案して、相手先ブランドとして採用してもらうビジネスモデルもある。OEMもODMも製造の委託を受けたメーカーは相手先のブランドと販売力を活かして生産量を伸ばすことができる。「台湾企業はどうしてオリジナル製品を作らないのか」という質問を受けることがあるが、オリジナルブランド戦略を採らずに、むしろ積極的にODM/OEM戦略を進めてきた。これが台湾企業の「強み」であり、しっかりとポジションを築いてきた台湾型のビジネスモデルと言って

もいだろう。

スマートフォンの ODM/OEM とブランドの比率では、ODM/OEM が 67.7%、ODM/OEM でキャリア向けの供給しているのが 1.3%、オリジナルブランドで供給しているのが 31.0%となっている。圧倒的に OEM/ODM 供給が多い。これは iPhone の OEM 生産を行っている Foxconn とオリジナルブランド展開をしている HTC の生産台数比率がそのまま反映された形になっている。OEM ビジネスに特化して業績を伸ばしてきた Foxconn とオリジナルブランド戦略を進める HTC との戦略の違いである。

なお、ODM キャリア向け供給とは台湾のキャリアである中華電信や台湾大哥大向けに供給している専用端末である。日本の携帯電話は従来からドコモや au の専用端末としてキャリア買い取り型で販売されているが、台湾や中国ではシムフリーでキャリアを通すことなくメーカーから供給されている。つまり、端末はどのキャリアのシムカードでも使うことができる。一方、ODM キャリア向け供給とは、キャリアが行うセールスキャンペーンなどに合わせてキャリア向けに専用端末を供給することである。メーカー側は他の製品と差



桃園では新しい社屋を建設中。

別化した機能を持つ端末を供給するキャリアを限定して専用端末として定量生産する方式である。

最後に生産地比率を見てみると、2011 年第 3 四半期では中国が 71.0%、Taiwan が 22.6%、その他の地域が Others 6.4%となっている。Foxconn が iPhone の生産を中国で行っているのに対して、HTC はスマートフォンの生産の拠点を台湾に置く。ここでもそれぞれの生産台数を反映した数値がこの比率につながっている。また、その他の地域とはメキシコで Blackberry を生産している Wistron である。

■ 3-1 台湾におけるスマートフォンのユーザー動向

次に台湾におけるスマートフォンのユーザー動向について見てみよう。台湾の携帯電話の契約ユーザー数はおよそ 2,793 万ユーザーとなっている。台湾の人口はおよそ 2,300 万人である。つまり、人口を上回る携帯電話加入者数が台湾の特徴のひとつになっている。そのうち 3 G 加入者数は 2,066 万 7 千ユーザーで全体の 74% を占める。台湾の 3 G は 2004 年からスタートしている。また、政府主導で国策として進められてきた WiMAX は現在のところ契約社数が 13 万 1 千ユーザーと伸び悩んでいる。

台湾では携帯電話を 2 台以上所有する人が少な



台湾の桃園に生産拠点を持つ HTC(宏達電)、広い敷地内には工場やオフィスなどいくつかの建物が立ち並ぶ。オフィス棟にはスポーツジムやレストラン、コンビニ、保育所も完備。ショールームには携帯電話歴代のさまざまな機種が展示されていた。

くない。会社用か個人用か、スマートフォンかフォーチャーフォンか、通話用かデータ通信用か、デザイン重視か機能重視かなど、個人の事情によってその組み合わせはさまざまであるが、30代～40代を中心に2～3台の携帯電話を持つビジネスマンが多い。実際に私の周辺でも携帯電話を2台所有し、使い分ける友人が多い。(中には新機種が出るたびに買い換えるマニアも少なくない)

iPhoneの登場によってスマートフォン市場に火がつき、台湾メーカーが一斉にスマートフォンを作り始めた。スマートフォンを使いこなす友人が一気に増えたのも日本国内の状況と同じような



(1) 人気アプリの事例のひとつ駅前に架空の観光地を作るゲーム。この画面は「日本」がテーマ、道を作り、神社仏閣やデパート、ショッピングモールを作り、観光客誘致に取り込む。



(2) 定番のマージャンゲーム。ゲームは、簡単、無料、暇つぶしが3つのキーワード。台湾のAPP雑誌にはさまざまなゲームが紹介されていた。

状況である。無作為に会う人ごとにどんなアプリを使っているかを聞いてみると、メール、フェイスブック、ツイッターという回答が圧倒的に多い。次いで、ゲーム、音楽、情報検索など、これも日本と同じ使用状況だ。

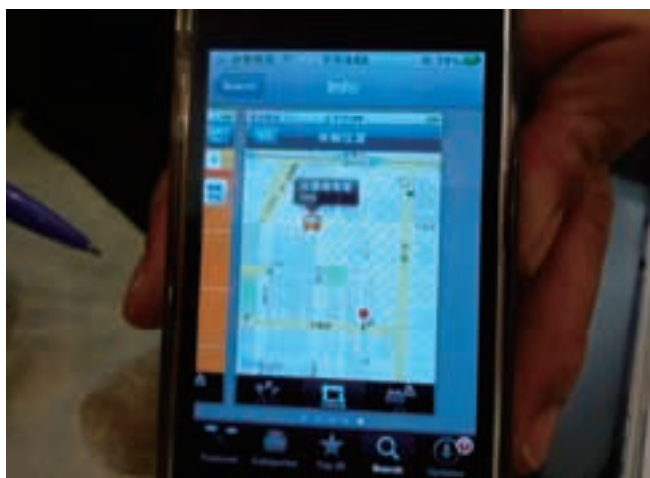
ほとんどが無料アプリの利用者だ。面白いアプリをいくつか紹介してくれた友人は面白い無料アプリを探し出すことにまるで生きがいを感じている(?)ようだ。スマートフォンをビジネスにどのように活用していくべきか、アプリを使う側も、アプリを提供する側も、本格的な使いこなしはまだこれからというところだろう。



(3) 有名人がお勧めの「グルメスポット」を紹介するアプリ。今夜の食事場所を誰に選んで欲しいかを選択し、検索するとグルメスポットの一覧が表示される。地図での表示、現在位置から現在地からの距離でも検索可能。デートや食事会の計画に役立つ。(無料)、



(4) 台湾ではよく利用されているタクシーを呼ぶアプリ。初乗り70元(196円)で利用できるタクシーは台湾では庶民の足となっている。(無料)



(5) 自分の位置、こちらに向かっているタクシーの位置がスマホ上の画面で確認できる。他にも台北市内では乗り合いバスの位置や電車の運行状況などもスマホで確認できる。(無料)



(8) 台湾ではタクシーの助手席のヘッドレストにディスプレイがあり、後部座席に乗ると広告が表示される。画面をQRコードで撮影してクーポン券を入手することも可能。最近、急速に普及し始めた。



(6) これも台湾では定番の高速道路の渋滞状況を確認できるアプリ。どの地区がどのくらい混んでいるかがリアルタイムで確認できる。(無料)



(9) 実はヘッドレストのディスプレイは3年ぐらい前から中国(上海)では実用化されている。画面で行き先付近のグルメ情報やショッピング情報、観光情報などを検索できる。日本国内で実用化するにはさまざまな法改正(?)が必要だそうで…、なかなかハードルが高いらしい。



(7) 高速道路のあちこちにカメラが設置されていて、道路状況がリアルタイムで確認できる。視覚的でこちらのほうがわかりやすい。台湾では利用者が多いアプリ。(無料)



(10) MSI(微星電腦)の映像配信システムを搭載したバス。こうしたシステムも実用化されている。低コストで導入できることが強み。バスの中でも好みの映画が楽しめる。



(11) Yulong (裕隆汽車)が設けた新しい高級車ブランド「LUXGEN」、トヨタとレクサスの関係にあたり高級志向のSUVを販売する。



(12) 注目したいのは HTC と共同開発した IT 系の情報システム。ダッシュボードの中央下にはスマートフォンのドッキングステーションが装備される。ナビ、走行情報のチェックだけでなく、ディスプレイ上でスマートフォンがそのまま利用できる。メールチェック、ネット検索、デジカメで写した動画や画像のチェックなど。利用するかどうかは別として・・・、車の中でフェイスブックやツイッター、YouTube やゲームなどのエンタメアプリも利用できる。

■ 3-2 スマートフォンのアプリ利用状況

産業情報研究所(MIC)が2011年10月に実施したおよそ6,000人を対象とした「デジタル機器に関する意識調査」からその特徴的なデータを紹介しよう。

MICのレポートによると、アンケート対象者のほぼ全員が携帯電話を所有している。主なデジタル機器の所有率はデジカメの所有者が68.6%、スマートフォン42.1%、デジタルミュージックプレーヤー32.1%、ポータブルゲーム機20.3%、タブレットPC20.2%、以上の製品のいずれも持って

いないが9.2%という結果になった。2011年にはスマートフォンが急速に普及し、タブレットPCを凌ぐ普及率になっていることが裏付けられた。

どんなアプリが利用されているか、まず「無料ダウンロードアプリ」について見てみると、トップは音楽が41.2%となっている。次で待ち受け画面や写真管理や画像処理など画像関連のアプリケーションが40.6%で、次にゲームなどのアプリケーション35.8%となっている。(複数回答)音楽、画像、ゲーム関連が三大人気アプリだ。

以下、電子書籍26.7%、旅行関連19.3%、投資・理財19.2%、ナビ11.8%、ニュース10.5%などとなっている。ビジネスアプリ5.3%、業務支援アプリツール2.7%が下位にあり、思ったより人気がなく利用者が少ないのが意外だった。

一方、同じビジネス関連でも投資・理財関連のアプリは人気が高い。台湾人の多くがスマートフォンを個人の娯楽、またはビジネスで利用する場合でも株式情報や理財情報など個人的な情報収集に活用している点に注目したい。この傾向は男性に顕著で、男女別の人気アプリは傾向として男性は理財関係、女性は音楽関係に人気が集まっている。

また、「有料ダウンロードアプリ」では、無料アプリ同様に音楽、画像、ゲームの3つが三大人気コンテンツとなっている。しかしながら、有料での利用者は、音楽で全体の22.2%、画像21.1%、ゲーム21.0%に留まっている。以下主なコンテンツの有料利用者比率を挙げてみると、電子書籍15.6%、投資理財14.2%、ナビ8.7%、ビジネス関連8.7%、旅行8.3%、教育6.1%などとなっている。

表3をご覧いただきたい。ユーザーの月額利用料は平均すると119元/月(333円)となっている。しかし、半数近い45.6%が50元以内(140円以内)の利用料金で、アプリケーションに使う金額はまだまだ少ない。毎月1,001元(2,800円)以上利用するユーザーの比率は1.0%となっている。

「有料ダウンロードアプリ」の利用個数は有料

◇表3 平均月額利用金額の比較

単位：生産台数/千台、生産額/百万アメリカドル

利用金額	50元 以内	51～ 100元	101～ 150元	151～ 200元	201～ 250元	251～ 300元	301～ 400元	401～ 500元	500～ 1000元	1001元 以上
比率	45.6%	18.5%	11.2%	7.2%	5.1%	4.7%	2.2%	2.8%	1.7%	1.0%

※資料出所：資訊工業策進会(III)産業情報研究所(MIC) 2011年10月

※1元(台湾元)は日本円でおおよそ2.8円

アプリでは85.4%が10個以内、11～30個以内が6.8%、31～60個以内が2.8%と極端に少なくなっている。有料で利用する場合でも10個以内というユーザーが圧倒的に多い。

無料でダウンロードでも56.3%が10個以内、10～30個以内が21.0%、31～60個以内が7.9%となっていることから、「無料でもつまらないアプリはダウンロードしない」というユーザーの意識も垣間見ることができる。

スマートフォンを利用する場所は、公共交通機関での利用が25.6%、外出時(外出先での)利用が21.8%、学校での利用が15.9%、家の中で利用14.3%、オフィスでの利用が8.7%となっている。他にも少数派であるが、喫茶店で5.3%、ファストフード店で4.8%、図書館で2.7%、その他0.8%などという結果だった。

台湾のMTR(捷運)では最近メールチェックやアプリを利用する人が増えた。日本では携帯やスマートフォンの画面を凝視して一心不乱に操作をするビジネスマンの姿はよく見かける光景だが、台湾でもよく見かけるようになった。良くも悪くもスマートフォンはビジネスや生活のスタイルを大きく変える存在になりつつある。

有料コンテンツで比較的用户が多いモバイルゲームと映像コンテンツを比較してみる。まず、ユーザーがどのくらいの利用料金を支払うかを比べてみた。

最初に、ゲームコンテンツでは無料で利用するユーザーは全体の60.9%と圧倒的に多い。以下、利用料金が1-499元まで30.6%、500-999元まで4.6%、1000元以上が4.0%となっている。

一方、映像コンテンツの利用者ユーザーは無料

で利用するユーザーが55.6%、利用料金が1-499元まで31%、500-999元まで7.2%、1000元以上が6.2%となっている。ゲームより映像コンテンツに比較的金を使う傾向があるようだ。

次に、ゲームと映像コンテンツとそれぞれの利用時間を調べてみると、モバイルゲームでは54.9%が30分未満の利用となっている。以下、31分～1時間未満27.2%、1時間～2時間未満8.6%、2時間～3時間未満4.0%、3時間以上5.3%という結果になっている。

一方、映像コンテンツの利用時間は30分未満が39.9%、31分～1時間25.3%、1時間～2時間未満18.7%、2時間～3時間未満8.3%、3時間以上7.7%という結果だった。

■ 3-3 ビジネスアプリ、業務支援アプリ

台湾のスマートフォン動向に注目し、年明けから数回に渡って現地ヒアリングを実施した。台湾活用型中国ビジネスが注目されているが、この分野でのアライアンス事例をヒアリングすることが目的である。訪問したアプリケーションプロバイダは12社(開発下請け企業も含む)で、今後もこの取り組みは続けたい。また、現地の携帯ショップを訪ねたり、「光華商場」(日本の秋葉原に当たるショッピング街)でのヒアリング、スマートフォン事情に関して関係者へのヒアリングなども積極的に行ってきた。ネット上のアップルストアにはさまざまなアプリが並び、世界中のアプリがどこにいても手に入る状況が実現したが、気軽に安価に手に入るが故にビジネスになり得る業務支援アプリの活用や具体事例はまだまだ少ない。1月～3月のヒアリングでも具体的なビジネスモデルがな

かなか見えてこなかった。

しかし、台湾の主なヒアリング先関係者の日本に対する関心は高く逆に「日本の業務支援アプリケーションの状況を知りたい」というコメントが多く聞かれた。日本の利用状況、日本でのビジネスモデル、日本企業の開発状況について、日本に対する関心の高さは予想以上のものだった。



iPad を利用した業務支援アプリ。自動車のセールスマン向けの顧客管理アプリを低コスト、短期間での開発を実現した。顧客の家族構成、車検情報、ショールームへの来社記録なども一元管理できる。また顧客データだけではなく、新車情報や対抗機種との比較セールストークなどセールスマンの教育用としても活用できる。スマートフォンへの情報発信やセールスマンと顧客とのコミュニケーションツールとしてのアプリも開発中。Bestis（勤創科技）



Bestis では航空会社のキャビンアテンダントの業務日誌を iPad 化するアプリも開発して実際に運用されている。開発期間、コストの大幅な短縮を実現。アプリの修正や機能の追加も従来のシステム開発より低コストで小回りの効く対応が「強み」と担当者は説明する。Bestis（勤創科技）

数回のヒアリングの結果から台湾企業が開発したビジネスアプリの事例をいくつか紹介したい。今後、この分野で日本企業との提携が進み、業務支援アプリでの新たなビジネスチャンスが生まれること、さらに中国市場に進出するための業務支援アプリとして日台が連携して活用事例を作って行ける環境が生まれることを期待して、現地ヒア



同社の e マガジン向けのプラットフォーム。単に雑誌の電子化だけでなく、掲載商品の動画による説明、画像を回転させてみる機能、スマートフォンとの連携、バックナンバーの検索機能など、雑誌という範疇を超えたコンテンツ見せ方にこだわる機能を満載している。Bestis（勤創科技）



「口袋百貨」（ポケットデパート）という商品名の気軽に APP ショップを開設できる業務支援アプリケーション、サイト上に自分でスマートフォン向けのショップを開いたり、ミニショップ、プライベートショップ、遠隔地ショップなどの業務を支援する。低コストでショップを開いたり、少ない予算で始める商店街の活性化や地域の産業振興にも利用できると開発者のコメント。Fingertip（指尖創意）

リングの取り組みは続けていきたい。

業務支援アプリはITによって「製品」の強みを補完するツールであり、スマートフォンを使ってこれまでにないビジネスモデルを模索するためのものである。主役はアプリ自体ではなく、アプリを活用して市場開拓する「製品」や「サービス」であり、あくまでもその「製品」が持つ魅力、つまり、「製品力」が重要



iPadを使った病院でのカルテ管理。開発者は実際の病院の医師。iPadの発売と同時に徹底的に現場の使い勝手にこだわったアプリを独自に開発、いち早く実用化にこぎ着けて、実際に利用されている。iPhoneと連携し、患者本人だけでなく患者の家族との連絡網にも活用していきたいという。OmniHealth(国際厚生数位科学)



個人情報保護のためセキュリティ対策も万全だという。開発当初から台湾のマスコミでも注目され、取材を受けている。開発者によると今後はこのアプリを他の病院にもライセンスしていきたいという。OmniHealth(国際厚生数位科学)

である。その主役を引き立てるために日台のアプリ開発プロバイダーが連携してビジネスチャンスを探し、アジアでのビジネス展開の支援ツールとしてアプリを有効に活用するビジネスモデルを考えていく環境を提供していきたい。TCA 東京事務所では今後も事例収集と日台アプリケーションプロバイダーの交流やマッチングの機会を作っていきたいと考えている。



スマートフォンを使ってイベント管理をする業務支援アプリ。イベントの告知や来場者誘致、入場券の登録と発行、当日の入場受付や来場者管理などデータベース連動で一元管理できる。中小規模のイベントから利用することができ、デパートでの物品販促イベントや見本市などでも利用が可能だの説明。Accuvally(盈科泛利)



汐止のAcer本社ビル内にあるWistronのオフィス。WistronはスマートフォンのOEMだけでなくソフトウェア開発部門を設け、台湾の小学校向けにタブレットPCを使った教科書の電子化のアプリケーション開発に取り組んでいる。「eランドセル」の名称でシステムを提供、単に教育内容を電子化だけでなく、学校向けのトータルソリューションを提供する。Wistron(緯創資通)

台湾海峡をめぐる動向（2012年2～3月）

平潭総合実験区をめぐる動きと「一国両区」発言の波紋

松本充豊（天理大学国際学部）

1. 中国の対台湾工作の重要方針決まる

（1）対台工作会議の開催

中国では2012年の「全国対台工作会議」が2月29日から3月1日まで北京で開催された。この会議は年に1回行なわれ、対台湾政策関係部門がそれまでの1年間の活動を総括し、今後1年間の新たな活動方針を決める重要な会議である。中央対台領導小組副組長を務める人民政治協商會議の賈慶林主席が参加し、対台湾工作担当の戴秉國國務委員が会議を主宰し、國務院台湾事務弁公室（国台弁）の王毅主任が活動報告を行なった。賈主席は今年は双方の政治的な難題を突破するための条件作りを続けると表明した。

この会議では、次の段階の対台湾工作における課題が確認され、①政治面では「一つの中国」の枠組みを固め、兩岸の政治的な相互信頼を増進し、兩岸関係の安定的な発展のためのマクロ環境を維持しなければならない、②実務的に兩岸協議を推進し、経済協力を深化させなければならない、③兩岸の人民の往来を積極的に拡大し、交流と協力の成果の恩恵がさらに多くの台湾の基層住民に及ぶようにしなければならない、④兩岸関係の平和的発展の政治、経済、文化、社会的な基礎を築き、兩岸関係の平和的発展の枠組みを構築しなければならない、という4つの活動方針が決まった¹。

（2）温家宝総理の政府活動報告

第11期全国人民代表大会（全人代）第5回会議が3月5日から14日までの10日間、北京の人民大会堂で開催された。初日の5日には、國務院の温家宝総理が「政府活動報告」を行った。温総理

は「この1年間、兩岸は厳しい試練に耐えて、積極的な進展が得られた」と指摘したうえで、「『台独』に反対し、『92年コンセンサス』に同意し、交流と協力の成果を固め、兩岸関係の平和的発展を促進することは兩岸同胞の共通の願いになった」との見解を示した。さらに、「今後1年間、我々は中央の台湾に対する活動の重大方針を堅持し続け、兩岸関係の発展のための政治、経済、文化と民間の基礎を増強し、兩岸関係の平和的発展の新たな局面を切り拓かねばならない」と述べて、経済・金融協力を全面的に発展させること、ECFA（兩岸経済協力枠組み協定）調印後の後続の協議を進展させること、台湾海峡西岸経済区の建設を加速させることを対台湾工作の重点にあげた²。

温総理は14日、全人代の閉幕に当たって記者会見を行った。ここでは、退職後に台湾に個人旅行に行く計画はあるのかとの台湾メディアからの質問に答えて、「正直に言えば行きたい。ただし、やはり条件を見る必要がある」と語った³。

2. 省長レベルの訪問団、再開

総統選挙が無事終了し、馬英九総統の再選が決まったことを受けて、中国各省市の訪問団による訪台が再開された。2008年の馬英九政権成立以後、中国各地から訪問団が多数台湾を訪れたが、昨年7月以降、馬英九総統が総統選挙への影響を避けるために訪問を控えるよう要請したことを受けて、訪問団の訪台は停止されていた。

2月11日、省市レベルの訪問団の再開に先立ち、国台弁の鄭立中副主任が高雄国際空港から台湾入りし、南部での農業・漁業の視察を行った。鄭副主任には8名の中国の農業・漁業の専門家が

随行した。今回の訪台の目的は、雲林県、嘉義県、台南市、高雄市、屏東県の農村・漁村を訪問して、総統選挙後の台湾南部での農会（農協に相当）、漁会（漁協に相当）の民意を観察することにあると伝えられた⁴。さらに、台湾文化の理解を深めることも訪台目的のひとつとされ、鄭主任は仏光山や媽祖廟の参拝も行なった⁵。

ところで、中国各省市からの訪問団といえば、台湾各地（特に南部）で名産品や特産品を大量に調達したことで話題になった。しかし、合意・調印された調達が十分実現されておらず、「空手形」を切っているとの悪印象が広がるなど、マイナス効果が生じたケースも少なくないという⁶。そのためか、従来のように経済・貿易協力だけでなく、芸術・文化活動を通じた文化交流を強調する傾向がみられる⁷。2月16日には、北京市の郭金龍市長をはじめ総勢500人の「北京文化訪問団」が台湾を訪れた。台湾・海峡交流基金会（海基会）の江丙坤董事長も郭市長らとの食事会で、「現在兩岸の交渉の順序は『先に経済、後で政治』という簡略化された表現が使われているが、経済の後には文化に重点がおかれることになる」との考えを示した⁸。3月24日には福建省の蘇樹林省長を団長とする訪問団（後述）が台湾を訪れたほか、4月には江蘇省の訪問団、5月には湖北省の訪問団の訪台が予定されている⁹。

3. 民進党と中国

（1）蔡英文主席の辞任、陳菊代理主席の就任

民進党では蔡英文主席の辞任表明を受けて、2月22日の中央執行委員会で高雄市長の陳菊氏を拍手でもって代理主席に選出した。陳菊代理主席は5月27日に行なわれる党主席選挙まで同職を務めることになる¹⁰。

この日の中央執行委員会では、総統選挙での敗北を総括した「2012大選検討報告」が採択された。会議終了後、蔡主席は声明を発表し、「中国問題に

対処するには中国を理解しなくてはならない、中国を理解するには相互作用のなかから理解しなければならない」と語り、「党全体の中国に対処する能力を強化することが我々の共通の目標なのだ」と強調した¹¹。中国との交流を進めるべきとの蔡氏の考えには、中堅の立法委員は賛意を表したのに対し、独立派の立法委員は慎重な姿勢をみせた¹²。

2月29日、蔡氏から陳氏への主席職の交代が行なわれた。陳代理主席は就任演説のなかで、今後3ヶ月のあいだに党務改革グループを設置し、党の組織、政策、路線について議論することを表明した¹³。民進党にとっては対中政策を中心とした党の路線の検討が大きな課題となっている。

（2）羅致政氏の訪中

そうしたなか、民進党のスポークスマンである羅致政氏が、3月15日、16日に雲南省・騰衝で開催される第10回兩岸関係シンポジウムに参加するため訪中した。羅氏は東呉大学政治系副教授の肩書きで出席し、同シンポジウムには民進党の元中国事務部主任の董立文氏、元陳水扁弁公室の陳淞山氏も参加した。陳菊代理主席は、羅氏らの訪中について「羅氏は東呉大学副教授の身分で招待され、民進党を代表しているわけではないが、彼の訪中には肯定的であり、とても積極的に奨励している」と語った¹⁴。

羅氏は15日、「中国側が自分たちをシンポジウムに招待し、緑陣営の関係者の声と向き合おうとしているのは前向きな発展である」と強調したうえで、「中国共産党と民進党は互いに違いを認めつつ、共通点を求めていくことが可能であり、『平和』は民進党と共産党との共通言語である」との認識を示した¹⁵。3月17日、台湾に戻った羅氏は「民進党と共産党の交流は、兩岸の平和と安定の維持のために必要なことであり、大陸に台湾内部の異なる声を正確に理解させることに役立つ」

との考えを示した¹⁶。中国の民進党に対する態度が変わるか否かについては、「中国側は民進党が600万票の有権者の声を代表していることを非常に重視しており、台湾の異なる声を無視できないことも理解している」と語った¹⁷。

しかし、中国側が民進党に対する姿勢を大きく変えたとは言い難い。国台弁の王毅主任は15日、「シンポジウムにただひとつの声しかないようなことは望んでいないし、民進党の友人が個人の身分で参加することを歓迎する、彼らは同じように兩岸のプラットフォームで考えを発表する権利を有している」と語った¹⁸。同副主任の孫亜夫は、「大陸はずっと民進党が台湾独立の立場を放棄するよう求めており、そうしなければ党対党の交流は行なえない。民進党の友人が大陸の立場を理解するよう望んでいる」と語った¹⁹。民進党関係者との交流は彼らの「適当な身分」を前提とすることに変わりはない。

4. 中国・福建省平潭総合実験区をめぐる動き

(1) 平潭総合実験区の人材募集

中国・福建省の蘇樹林省長は2月14日、北京で記者会見を行い、同省の平潭総合実験区で台湾から専門的な人材を募集する考えを表明した²⁰。これが台湾では大きな話題となった。

平潭総合実験区が建設される平潭県は福州市から70キロほどの海上に位置し、大小126の島から構成されている。そのうち最大の海壇島は面積324.13平方メートルで、ほぼ台北市に匹敵する広さである。現在の人口は約40万人である。この平潭総合実験区の開発は、中国政府が進める台湾海峡西岸経済区の建設の一部をなすものである。台湾海峡西岸経済区は2004年に福建省政府が提起したもので、2005年の中国共産党第16期中央委員会第5回全体会議（5中全会）で第11次5カ年計画（2006～2010年）に盛り込まれた。その後、2006年1月に胡錦涛国家主席が福建省を視察し

た後、同経済区建設を加速して兩岸の平和統一を推進するよう指示し、2009年5月、温家宝総理の現地視察を経て、国務院が正式に設置を決めた。

今回、平潭総合実験区が開始した台湾からの専門的な人材の募集では、最高で200万人民元の年俸が提示されている。蘇省長は、5年以内に1,000人集める考えを表明し、「待遇は台湾の水準よりも高くなる」と強調した。福建省では近年、中国の第12次5カ年計画（2011～2015年）のもとで経済発展を図るため、台湾からの人材募集を積極的に進めてきたが、平潭総合実験区では20名程度の人材を募集する。これには管理委員会副主任、経済発展局副局長、環境国土資源局副局長、交通建設局副局長、実験区発展センターの研究員のポストが含まれている。蘇省長は、こうした人材の待遇として少なくとも年俸20万～60万人民元という条件を提示している。雇用期間は3年で、そのうち1年間は試用期間とされる。平潭実験区管理委員会が住宅の家賃補助を提供し、勤務年数3年で初めて住宅を購入する際には特別優遇価格で購入でき、社会保険にも加入できる²¹。また、特殊な職種としては、平潭海洋大学と福建医科大学付属協和医院平潭分院では、条件を満たせば100万～200万人民元の待遇を受けることが可能で、さらに120平方メートルの住宅の家賃が5年間免除される²²。

(2) 台湾人の中国・行政機関への就職

こうした平潭総合実験区による台湾での人材募集計画に関連して、行政院大陸委員会（陸委会）の賴幸媛主任は3月7日、兩岸人民關係条例第33条に違反すれば、10万台湾元以上、50万台湾元以下の罰金が科せられると立法院で答弁した。同条例33条では、台湾人民は中国で党務・軍事・行政あるいは政治的機関に職を得てはならないと規定されている。

ところが、近年台湾人が中国で公職についてい

る事例が少なくないようだ。たとえば、北京大学国家発展研究院常務副院長の巫和懋氏、広東省特聘政治協商会議委員の葉春榮氏、東莞市政治協商会議委員の林佳蓉氏、洪文正氏、翁阿輝氏などがおり、彼らは上記の兩岸人民関係条例第33条に違反している可能性が高いという²³。人民政治協商会議は中国の各党派・団体からなる統一戦線組織であり、賈慶林氏（中国共産党序列第4位）が主席を務める全国政治協商会議のほかに地方レベルにも設けられている。林佳蓉氏、洪文正氏、翁阿輝氏の3名は、「台商」（台湾企業・ビジネスマン）が多数進出していることで知られる東莞市で2007年から政治協商会議委員についている。陸委会はこうした行為を処罰するかどうかこれまで明確には説明しておらず、上記の法令が効果を失っているとの指摘もある²⁴。

さて、平潭総合実験区の人材募集については、上記の蘇省長の発表以後、台湾からの問合せが殺到しているという。3月6日、同区管理委員会の龔清概主任が語ったところでは、問合せ件数はすでに200件を超え、すでに35人が応募している²⁵。台湾側では兩岸人民関係条例の罰則適用が取り沙汰されているが、中国側の計画には何ら影響はない模様である。龔主任は、「兩岸の人材面での協力は大きな趨勢であり、平潭島は台湾の人材を招聘するモデルを大胆に模索していく」と強調している²⁶。

（3）実験区開発をめぐる論争

ところで、福建省の蘇省長による記者会見の翌日（2月15日）、国台弁の范麗青報道官は定例記者会見で、「平潭総合実験区の位置づけは、兩岸同胞が協力して建設し、科学的発展をめざす共通のふるさとである」と語っていた²⁷。また、国台弁の王毅主任も3月15日、第10回兩岸関係シンポジウムでの講演で、平潭総合実験区を引き続き支持し、台湾企業の同実験区への投資を奨励すると

の考えを示した²⁸。

これに対し、台湾側の政府関係者の見方には厳しいものがある。行政院経済建設委員会の尹啓銘主任委員は立法院での答弁で、「平潭の発展のための条件はまだ十分ではない」として、「いま慌てて平潭に進出するのは、相当リスクが大きい」との見解を示した²⁹。また、陸委会の劉徳勳副主任は3月15日の定例記者会見で、「政府は平潭総合実験区の『一国両制（1国家2制度）』の原則を受け入れられない」と強調した。劉副主任は、同実験区は「一国両制」原則に基づき、共同計画、共同開発、共同経営、共同管理、共同受益という「5つの共同」を掲げているが、世論調査で台湾住民の8割が「一国両制」を受け入れられないと回答しているのだから、政府には対岸と平潭実験区を「共同計画」するつもりはないと言明した。同実験区は単純に経済発展を中心とすべきであり、不必要な政治的な要素を取り除けば、比較的良好な発展という成果につながるだろうとの見解を示した³⁰。

陳冲行政院長も3月16日、立法院での答弁で平潭総合実験区について触れ、中国側が掲げる「兩岸共同治理（兩岸共同統治）」という概念が「経済」以外の何か別の目的を連想させ、「一国両制」であるかのような感覚を与えると指摘した。そして、ECFA（兩岸経済協力枠組み協定）の枠組みのもとで議論すべきであり、そうすることで中国側の誠意の度合いを理解し、同実験区の開発が地方と地方の関係に基づくものと位置づけられるのを避けられるとの考えを示した³¹。

平潭総合実験区は「一国両制」の計画だとする陸委会の指摘に対して、国台弁の王毅主任は3月20日、激しい口調で反論した。平潭総合実験区の開発は経済項目であって政治項目ではなく、ましてや「一国両制」などではないと強調したうえで、陸委会の対応を「まるで『戒急用忍（急がず、忍耐強く）』³²の時代に戻ってしまったかのようだ」

と語り、台湾側の反応については「いったい何事かわからない」と述べた。そして、「平潭は台湾に対して善意を示し、相互利益と協力を追及する試みであり、政治目的などなく、大陸にはこれまでもそのような考えはない」と改めて強調した³³。

平潭総合実験区の開発をめぐる論争がエスカレートするなか、馬英九総統は3月21日の国民党中央常務委員会において、自分の立場は陳冲行政院長の考えと一致するとしたうえで、同実験区の問題はECFA第6条の経済協力の枠組みのもとで協議するのが望ましいとの考えを表明した³⁴。また、同実験区の現地視察を終えた海基會も、現地政府がかなりの資源を投じて開発を進めているが、現段階ではソフト・ハードの両面で不十分な面があり、台湾住民が進出するには時期尚早であるとの見解を示した³⁵。

(4) 蘇樹林省長の訪台

3月24日、福建省の蘇樹林省長が台湾を訪問した。蘇省長は2人の副省長らを引き連れて、台中・清泉崗空港に降り立った。今回の訪問団は総勢約1,000人で、それぞれ直行便、「小三通」ないしは福建省平潭と台中港を結ぶ「海峡」号を利用して現地入りした。近年台中市と福建省は兩岸の人々の往来を支える要となっている。昨年福建省を経由して台湾を観光に訪れた大陸住民は23万5,000人を突破し、前年に比べて24.5%増加した。一方、台湾から福建省を経由してビジネスないしは観光で中国大陆を訪れた人数は185万700人に達し、前年に比べて17.9%増加した。福建省の推定では、今年は中国からのべ28万人が福建省の空港や港湾を利用して台湾各地を訪れるという³⁶。

さて、上述のとおり、蘇省長が2月に台湾からの人材募集など平潭総合実験区の開発計画を発表して以来、台湾では様々な議論が巻き起こり、批判も少なくなかった。そうした状況を踏まえて、

蘇省長は滞在中、同実験区を積極的にアピールすると同時に、各方面で疑念の払拭に努めた。3月27日、国民党の連戦榮譽主席との会談では、平潭総合実験区では中国大陆の他の経済特区にはない優遇政策と支援を台湾に対して提供するが、それ以外に特別な考えはなく、悪意もないと強調した³⁷。3月28日には、蘇省長は台湾企業による投資の誘致に向けて台湾プラスチック・グループの王文淵総裁を訪問した³⁸。

5. 「一国両区」発言の波紋

(1) 呉伯雄名誉主席と胡錦濤総書記の会談

国民党の呉伯雄名誉主席は3月22日、北京で中国共産党の胡錦濤総書記と会見した。この席で呉氏は、「一国両区（1国家2地区）」という概念を提起し、これは台湾が兩岸関係を処理する法的基礎であり、兩岸は国と国との関係ではなく、特殊な関係であると指摘した³⁹。

呉氏は、「双方の現行の体制および法律など関連規定によれば、双方はともに『一つの中国』を堅持しているが、『一つの中国』の内容については、双方の説明には違いがある。このため、双方は共通点を求めながら相違点を残した。共通点は兩岸がともに『一つの中国』に属していることであり、相違点については現実を直視し、争議を棚上げしようとした」と指摘した。そして、「台湾が現在兩岸関係を推進する拠り所は兩岸人民關係条例であり、これは『一国両区』の概念を法的基礎としており、兩岸は国と国との関係ではなく、特殊な関係である」と述べた⁴⁰。

これに対して、胡総書記は直接回答することも、反対することもなかった。そして、胡氏は兩岸の政治的現実に触れた際に、「兩岸はまだ統一されていないが、中国の領土と主権は分裂しておらず、大陸と台湾は同じく一つの中国に属しているという事実が変わりはない。この事実が兩岸の現行の規定に一致することを確認するのは、双方ができ

ることにちがいない」と語った⁴¹。

『聯合報』の報道によると、呉氏は会見後の記者会見で、中華民国憲法はもともと「一国両区」の原則に基づいており、増加修正条文のなかにも「両区」の概念が盛り込まれていると語った。そして、「一国両区」と「一国両制」は大きく異なる、なぜなら兩岸人民関係条例の法的起源は憲法の増加修正条文にあり、増加修正条文が表しているのは「両区」の概念にほかならないからだと強調した⁴²。

ところで、呉伯雄・胡錦濤会談に同席した国民党の関係者によると、呉氏が台湾の法律と規定を説明して「一国両区」の概念と法的基礎を強調したのは、中華民国の主体性を表明し、大陸側に中華民国の存在という現実を直視させることが狙いだったという⁴³。呉氏の発言は、台湾側が初めて中国側の最高指導者を前にして、直接「一中各表」（「一つの中国の中身についてそれぞれが述べ合う」）の論述を示したものと理解できる。呉氏が胡氏の前で「中華民国」に触れなかったのは、双方の暗黙の了解があったからである⁴⁴。

そして、国民党は初めて「兩岸がともに『一つの中国』に属している」ことを明確に表明した。胡氏が「兩岸はまだ統一されていない」という兩岸の現状を確認したうえで、呉氏の発言に反対することなく、「大陸と台湾は同じく一つの中国に属しているという事実が変わりはない。この事実は兩岸の現行の規定に一致する」と述べたことは、中華民国という政治実体の現状、台湾の統治権を黙認したものと受け取ることができよう。

（2）政府の見解

総統府は22日夜、范姜泰基報道官が声明を発表した。同氏は兩岸関係の位置づけについて、「海峡兩岸の双方は一種の特別な関係で、兩岸は互いに主権を承認せず、互いに治権を否認しない」、「中華民国憲法および兩岸人民関係条例の規範のもとで、台湾地区は台湾、澎湖、金門、馬祖および政

府の統治権が及んでいるその他の地区を指し、大陸地区は台湾地区以外の中華民国の領土であり、いずれも中華民国に属している」と述べた。そして、「兩岸の位置づけは一切我が国の憲法と法律を根拠としている。中華民国憲法の規定によれば、兩岸関係は中華民国台湾地区と中華民国大陸地区のあいだの関係であり、政府が中華民国を守る立場は決して変わらない」と強調した⁴⁵。23日には、兩岸関係の位置づけに関して、「より完全な言い方は『一つの中華民国、二つの地区』である。つまり「一国」は「中華民国」、「二つの地区」とは「台湾地区」と「大陸地区」であり、これは20数年前の憲法修正によりすでに確定し、歴代2名の総統から馬英九総統に至るまで、何も変わっていない」と述べた⁴⁶。陸委会の劉徳勳副主任も22日夜、呉氏の発言した「一国両区」のなかの「一国」とはすなわち「中華民国」を指すとしたうえで、呉氏が引用し述べた関係法令に関する見解は、政府に兩岸の政治交渉あるいは政治対話を開始する意図があることを表すものではないと強調した⁴⁷。

陳冲行政院長は23日、立法院の答弁で「いわゆる『一国両区』というのは、もとより我々の理解と同じである。なぜなら中華民国憲法増加修正条文第11条には、中華民国は自由地区と大陸地区の2つの地域があると明確に定められており、呉氏は憲法条文の精神を繰り返したに過ぎない」と述べた。ただし、憲法増加修正条文第11条の法律概念を簡略化するなら『一国両区』という4文字で表現できるが、陳院長自身はこのような簡略化した言い方には誤解を招きやすいため賛成しないとメディアに対して語った⁴⁸。

（3）野党の反応

呉氏の発言には、緑陣営の野党から反発が巻き起こった。台湾団結連盟の黄昆輝主席は「呉伯雄の発言は主権を失い国が辱めを受けるようなもの

だ」と痛烈に批判して、「区」とは地方政府のレベルであるから「一国両区」は「一国両制」にも及ばないと述べた⁴⁹。兩岸人民關係条例の立法の意図は「国と国の関係」の法律の枠組みを指向したものであるため、李登輝元総統の「特殊な国と国の関係」というのが当該条例の最良の説明であり、馬英九政府が条例のなかの「台湾地区および大陸地区」を引用するのは、兩岸人民關係条例の立法の精神を故意に捻じ曲げていると指摘した⁵⁰。

民進党の羅致政スポークスマンは、「呉伯雄の発言は対岸の『一国両制』政策に歩調を合わせたもので、自ら中華民国の主権を消滅させ、国内の主流民意に背いている」として、馬英九総統に国民に対する説明を求めた⁵¹。蔡英文前主席も「一国両区」は「とても危険な言い方」とであるとし、「もし馬英九総統が『一国』は中華民国を指すと考えるのなら、中華民国と中華人民共和国とはどこが違うのか、曖昧にしておくわけにはいかない」と批判した⁵²。立法院党団（会派に相当）総召集人の柯建銘氏は「一国両区」は違憲であるとして、大法官会議に憲法解釈を求めることを検討すると表明した⁵³。陳菊代理主席は、国民党は台湾内部で議論してコンセンサスを形成する前に、突然「一国両区」を提起したのであり、台湾社会は受け入れられないと述べた⁵⁴。

一方、民進党内からは異なる見解も示された。元立法委員の郭正亮氏と元海基会董事長の洪奇昌氏が「一国両区」は違憲ではないとの見方を示した。郭氏は「民進党は政権にあった8年間、完全に中華民国憲法を受け入れておきながら、今になって中華民国憲法に反対している。与党と野党で中華民国憲法に対する態度が一致しないのが、民進党が真剣に向き合わねばならない核心的問題だ」と苦言を呈した⁵⁵。また、洪氏は中華民国憲法の法的に定められた領土と実際の管轄地域は確かに異なっており、「一国両区」は法律上の解釈であれば問題ないとの考えを示した⁵⁶。これに対

し、陳代理主席は「党内の同志の発言は個人的な意見であり、党の立場を代表していない」との認識を示した⁵⁷。

（４）中国側の反応

呉氏と胡氏の会談は中国国内でも大きく報じられた。22日夜の中央テレビのニュースでは、会談の内容がトップニュースで10分間にわたり報じられた⁵⁸。ポイントは呉氏が語った「兩岸はともに『一つの中国』に属している」、「兩岸は国と国の関係ではない」の2点にあった。その一方で、「一国両区」に関する発言は新華社の記事やその他新聞メディアでも触れられなかった⁵⁹。

3月29日の国台弁の定例記者会見では、まずは冒頭で会談の成果について説明が行われた。楊毅報道官はそのなかで上記の2つのポイントを取りあげたが、「一国両区」の概念には触れなかった。大陸は「一国両区」という表現に同意しないのかとの記者に質問には、「一国両区」という表現を口にするのではなく、「一つの中国を認めさえすれば、その他の問題はなんでも議論できる。これが我々の一貫した立場である」と述べるにとどまった⁶⁰。

（５）馬英九総統の見解

3月28日、国民党中央常務委員会において、馬英九総統自らが初めて「一国両区」について説明した。馬総統によると、李登輝総統在任中の1991年5月1日、中華民国憲法増加修正条文において自由地区と大陸地区という言葉が出現し、兩岸の憲法上の地位が変更された。1992年7月31日に公布・施行された台湾地区と大陸地区の人民關係条例はさらに明確に双方は一つの中華民国、二つの地区であると定めており、二つの地区とは台湾地区と大陸地区のことである。

さらに、馬総統は台連の黄昆輝主席の批判にも反論した。1992年10月22日、当時陸委会主任

だった黄氏は立法院での答弁で、「大陸政策は一国両区三段階に分かれ、台湾側の治権は台湾、澎湖、金門、馬祖に及んでいるだけなので、中国共産党は台湾が大陸の一部だというのが、我々も大陸は中国の一部だと考えている」とはっきり説明したと指摘し、自分は当時陸委会の副主任で黄氏の幕僚だったので、この答弁のことをよく覚えていると語った。そして、「一国両区」は「何も新しいものではない。20年来、李登輝、陳水扁から自分の政権に至るまで、一つの中華民国、二つの地区、二つの地区とは台湾地区と大陸地区を指すということは憲政の重要な枠組みであり、李登輝時代に定まったものだ」と述べた⁶¹。

6. 第8回中台窓口トップ会談の行方

台湾・海基会の江丙坤理事長は3月30日、中国・海峡兩岸関係協会（海協会）との第8回トップ会談を本年上半期に開催すること、そして兩岸投資保障協定および兩岸海関合作協定に調印することへの期待を表明した。中国側の消息筋によると、第8回トップ会談は6月24日から26日にかけて花蓮で開催される可能性が最も高いという⁶²。開催地については、海協会の陳雲林会長が、トップ会談が開かれたことのない台湾東部での開催を望む声があることを理由に、今回は花蓮で開催される可能性があるとして語っていた。しかし、海基会ではオフィスを構える新たなビルが竣工されことから、その柿落としとして台北で開催したいとの意向があった⁶³。

投資保障協定については、国台弁の王毅主任が3月15日、雲南省・騰衝で開催された第10回兩岸関係フォーラムでの講演のなかで、「双方の相互関係が善意あるものでありさえすれば、今年上半期に兩岸投資保障協定に調印することは全く可能なことだ」と明言している⁶⁴。

さらに、陳会長は中国と台湾が相互に事務所を開設することについて第9回トップ会談では協議

したいと述べている。これまで中台間では民間企業や旅行協会が相互に事務所を設置しているが、政府から授権されている交渉窓口機関の事務所設置が実現されれば、中台関係のさらなる進展を象徴するものとなろう⁶⁵。

7. 中国人による個人旅行への規制を緩和

陸委会のプレスリリースによると、中国人による台湾への個人旅行が現行の3都市に加えて新たに10都市で解禁されることになった。ただし、各都市での準備状況に違いがあるため2段階に分けて実施される。第1段階として解禁されるのは、天津、重慶、南京、広州、杭州の6都市で、4月28日から実施される。第2段階は済南、西安、福州、深圳の4都市を対象に、年内にできるだけ早く実施される見通しである。これに合わせて、台湾を訪れる中国人観光客の受け入れ人数も現行の1日あたり500人から1,000人に拡大されることも決まった⁶⁶。

8. 呉敦義氏、ボーアオ・アジア・フォーラム出席へ

4月1日から中国・海南省で開催されるボーアオ・アジア・フォーラムに、次期副総統の呉敦義氏が出席することになった。2月6日に行政院長を辞任した呉敦義氏は、5月20日の副総統就任まで無官の身である。そこで、2008年に副総統に就任した蕭萬長氏の前例に倣って、同フォーラムに出席する可能性が模索されていた。呉氏は兩岸共同市場基金会最高顧問の名義での参加となる。これに対し、民進党は「蕭萬長モデル」の再現は台湾の矮小化につながるとして、呉氏の同フォーラム参加には反対する姿勢をみせていた⁶⁷。

今回のフォーラム参加で、呉氏と中国の李克強第一副総理との会談が4月1日に実現する見通しとなった。李副総理は、本年秋に予定されている中国共産党第18回大会を経て、来年2013年の全

国人民代表大会で国务院総理に就任する可能性が高い人物である。また、呉敦義氏が到着する際には、国台弁の王毅主任が自ら空港まで出迎える予定であると伝えられた⁶⁸。

- ¹ 「下階段對台工作 中共提出四要」『聯合報』2012年3月2日。
- ² 「温家宝：要拓展两岸关系和平发展新局面（2012-03-05）」中国・国务院台湾事務弁公室ウェブサイト（http://www.gwytb.gov.cn/wyly/201203/t20120306_2371919.htm）、2012年3月15日閲覧。
- ³ 「回答《中時》提問 温家宝：台灣自由行 我願意去；總理任內最後一次記者會 引台中詩人林朝崧『缺月重圓會有時』表達對兩岸未來期待」『中國時報』2012年3月15日、「家宝寄语两岸关系：“缺月重圓會有時”（2012-03-14）」中国・国务院台湾事務弁公室ウェブサイト（http://www.gwytb.gov.cn/wyly/201203/t20120315_2387826.htm）、2012年3月15日閲覧。
- ⁴ 「鄭立中直訪南台灣 黨政人士不以為然」『自由時報』2012年2月12日。
- ⁵ 「鄭立中訪佛光山 維安大陣仗」『自由時報』2012年2月13日。
- ⁶ 「民眾觀感差 選前急喊卡// 中國省市團『馬』上就來」『自由時報』2012年2月5日。
- ⁷ 「江蘇、湖北 4、5 團月來台」『工商時報』2012年2月2日。
- ⁸ 「宴請北京市長 江丙坤：經濟之後著重文化」『經濟日報』2012年2月19日。
- ⁹ 前掲資料「江蘇、湖北 4、5 團月來台」。
- ¹⁰ 「蔡英文力勸 陳菊接下代理主席 跨海聲明 要讓民進黨最快時間站起來 未說明5月改選是否參戰 強調穩定局勢『讓前後任主席順利交替』」『中國時報』2012年2月23日。
- ¹¹ 民主進歩黨文宣部「民進黨第十四屆第二十次中執會新聞稿」（http://www.dpp.org.tw/upload/news/20120222175619_link.doc）、5頁（2012年2月25日閲覧）。
- ¹² 「瞭解中國 加強交流 綠中生代支持 獨派保留」『中國時報』2012年2月24日。
- ¹³ 「陳菊：沒有參選黨主席的問題 代理黨魁 願做整合桶箍 自我定位為『銜接者』以『黨務改革』為首要 期許相忍為黨 讓權力平順轉移」『中國時報』2012年3月1日。
- ¹⁴ 「綠營登陸 陳菊：鼓勵 國台辦：歡迎 陳盼藉此讓中國更了解民進黨及台灣民主 王毅強調歡迎台灣各政黨、團體共同推動兩岸和平發展」『中國時報』2012年3月15日。
- ¹⁵ 「肯定中方正視綠營 羅致政：和平是共同語言」『中國時報』2012年3月16日、「羅致政：民、共兩可以求同存異」『聯合報』2012年3月16日。
- ¹⁶ 「綠營學者登陸 羅致政：民、共開展交流 有必要」『中國時報』2012年3月17日。
- ¹⁷ 「羅致政：無預設立場才好溝通（2012年3月17日）」中央社新聞網ウェブサイト（<http://www.cna.com.tw/News/aIPL/201203170199.aspx>）、2012年3月25日閲覧。
- ¹⁸ 「只要兩岸善意互動… 王毅：投保協議可能上半年簽」『中國時報』2012年3月16日。
- ¹⁹ 「綠營學者登陸 羅致政：民、共開展交流 有必要」『中國時報』2012年3月17日。
- ²⁰ 「平潭實驗區 延攬台籍副主任 福建省長宣示今年起跑 借鑒台灣社會管理模式 推動兩岸共治 考慮台灣媒體與書籍在平潭落地」『中國時報』2012年2月15日。
- ²¹ 「年薪60萬人民幣 平潭 廣招台灣專才；福建省長強調「待遇高於台灣水準」；大學畢業生只要人民幣1元就可成為個體工商戶」『工商時報』2012年2月15日。
- ²² 「福建平潭祭高薪 延攬台灣專才（2012年2月14日）」中央新聞網ウェブサイト（<http://www.cna.com.tw/News/aCN/201202140253.aspx>）、2012年3月25日閲覧。
- ²³ 「禁令形同虛設 台灣人紛任中國公職」『自由時報』2012年3月9日。
- ²⁴ 同上資料。
- ²⁵ 「蘇樹林力促平潭對台招才 福建省長於24日抵台，將拜會竹科、裕隆、台泥、台塑、富邦等」『工商時報』2012年3月13日。
- ²⁶ 「台灣下禁令 平潭獵才計畫不變」『中國時報』2012年3月14日。
- ²⁷ 「国台办新闻发布会辑录（2012-02-15）」中国・国务院台湾事務弁公室ウェブサイト（http://www.gwytb.gov.cn/xwfbh/201202/t20120215_2294256.htm）、2012年3月10日。
- ²⁸ 「王毅：投保上半年簽」『工商時報』2012年3月16日。
- ²⁹ 「尹啟銘：現在進軍平潭 風險很大」『中國時報』2012年3月15日。
- ³⁰ 「平潭對台招手 陸委會：不接受一國兩制」『工商時報』2012年3月16日。
- ³¹ 「陳揆：平潭案 最好在ECFA下談 大陸推「兩岸共同治理」頻頻招手 行政院強調有『一國兩制』意含 高孔廉：平潭應提供台商免稅優惠」『中國時報』2012年3月17日、「陳（沖）：平潭應在ECFA下談 有『兩岸共同治理』概念，會讓外界有『經濟』以外的其他聯想」『工商時報』2012年3月17日。
- ³² 李登輝の民選總統就任（1996年）後、同政権が実施した大型の対中投資を制限した政策のことである。

- ³³ 「陸委會指平潭『一國兩制』王毅：又回到戒急用忍」『中國時報』2012年3月21日。
- ³⁴ 「《兩岸放送頭》馬英九：平潭在ECFA下談」『中國時報』2012年3月22日、「平潭案 馬：在ECFA下談」『自由時報』2012年3月22日。
- ³⁵ 「平潭基礎設施仍不足 海基會：現在去稍早了點」『工商時報』2012年3月21日。
- ³⁶ 「蘇樹林：今年推28萬人遊台 福建省長贈大禮率福建首發萬人團抵台中，並與台中市簽旅遊合作協議」『工商時報』2012年3月25日。
- ³⁷ 「平潭彈打優惠 力邀台商」『工商時報』2012年3月28日。
- ³⁸ 「福建省長邀訪平潭 台塑考慮技術合作 王文淵：第2季會找時間去看看 是否加碼投資『再說』」『中國時報』2012年3月28日。
- ³⁹ 中國國民黨文化傳播委員會「吳榮譽主席與胡總書記會面新聞稿（101.03.22）」中国国民党ウェブサイト（<http://www.kmt.org.tw/hc.aspx?id=32&aid=6934>）、2012年3月30日閲覧。
- ⁴⁰ 同上資料。
- ⁴¹ 「胡锦涛会见中国国民党荣誉主席吴伯雄（2012-03-22）」中国・國務院台湾事務弁公室ウェブサイト（http://www.gwytb.gov.cn/headlines/201203/t20120322_2399340.htm）、2012年3月30日閲覧。
- ⁴² 「吳伯雄會胡錦濤 提『一國兩區』概念」『聯合報』2012年3月23日。
- ⁴³ 同上資料。
- ⁴⁴ 2005年の連戦・胡錦濤会談以来、こうした暗黙の了解があったとされる。今回も吳伯雄・胡錦濤会談の会場や関連施設には中華人民共和國旗や中国共産党旗は掲げられていなかった（「馬：一國兩區 李扁至今提20年都沒變」『聯合報』2012年3月29日）。
- ⁴⁵ 「一國兩區？ 府重申三不 一中是中華民國 吳伯雄會胡錦濤提『一國兩區』 總統府強調兩岸是在中華民國憲法架構下 互不承認主權、互不否認治權的特別關係」『中國時報』2012年3月23日。
- ⁴⁶ 「黨政人士：吳與府發言 脈絡一致」『中國時報』2012年3月24日。
- ⁴⁷ 「陸委會回應一國兩區說法：不代表要開啓政治談判」『聯合報』2012年3月23日。
- ⁴⁸ 「陳揆：吳只是重複憲法條文精神」『中國時報』2012年3月24日。
- ⁴⁹ 「小英：應說明ROC與PRC有何不同」『中國時報』2012年3月24日。
- ⁵⁰ 「民進黨：一國兩區 消滅中華民國」『聯合報』2012年3月24日。
- ⁵¹ 「綠吳伯雄消滅中華民國」『中國時報』2012年3月23日。
- ⁵² 前掲資料「小英：應說明ROC與PRC有何不同」。
- ⁵³ 前掲資料「民進黨：一國兩區 消滅中華民國」。
- ⁵⁴ 「一國兩區釋憲 綠不同調」『聯合報』2012年3月25日。
- ⁵⁵ 「郭正亮：綠執政 也沿用一國兩區」『聯合報』2012年3月24日。
- ⁵⁶ 「洪奇昌：一國兩區 符合憲法解釋」『中國時報』2012年3月25日。
- ⁵⁷ 「綠有人贊成一國兩區 陳菊：不代表黨」『聯合報』2012年3月26日。
- ⁵⁸ 「觀察點／北京默認分治 兩岸新篇章」『聯合報』2012年3月23日。
- ⁵⁹ 「一國兩區 陸媒未提」『聯合報』2012年3月24日。
- ⁶⁰ 「国台办新闻发布会辑录（2012-03-28）」中国・國務院台湾事務弁公室ウェブサイト（http://www.gwytb.gov.cn/xwfbh/201203/t20120328_2409331.htm）、2012年3月30日閲覧。
- ⁶¹ 「吳胡會／馬：一國兩區始於李登輝 非新東西」『中央日報網路版』（http://www.cdnews.com.tw/cdnews_site/docDetail.jsp?coluid=111&docid=101861829）、2012年3月30日閲覧。
- ⁶² 「8次江陳會 預計6/24登場 江丙坤：將優先簽署投保協議」『工商時報』2012年3月31日。
- ⁶³ 「江陳8會 上半年花蓮登場 陳雲林並對第9次江陳會寄予厚望，希望展開兩會互設辦事處協商」『工商時報』2012年3月11日。
- ⁶⁴ 「王毅：投保上半年簽」『工商時報』2012年3月16日。
- ⁶⁵ 前掲資料「8次江陳會 預計6/24登場 江丙坤：將優先簽署投保協議」。
- ⁶⁶ 行政院大陸委員會新聞稿「第二批陸客自由行10個試點城市，將分二階段實施（2012.04.01）」行政院大陸委員會ウェブサイト（<http://www.mac.gov.tw/public/Attachment/24110114728.pdf>）2012年4月2日閲覧。
- ⁶⁷ 「吳出席博鰲 綠：不能再接受蕭萬長模式」『自由時報』2012年2月16日。
- ⁶⁸ 「博鰲論壇吳敦義赴海南王毅親接機」『中央日報網路版』2012年3月29日（http://www.cdnews.com.tw/cdnews_site/docDetail.jsp?coluid=141&docid=101862367）、2012年3月30日閲覧。

コラム：日台交流の現場から

桜と「謝謝台湾」

(公財) 交流協会台北事務所 総務部長 岡田健一

春と言えば桜ですが、関係が益々緊密化する日台関係を象徴するかのように、今春、台湾では桜の植樹が次々に行われ、東日本大震災時の台湾からの大きな支援に対する日本人の感謝が続々と伝えられました。

まず、3月7日、海部俊樹・元総理が訪台され、同日、孫文を記念する国父記念館にて、また、3月9日には台北市内の世新大学にて、合計100本以上の桜の植樹が行われました。総統府での会談の際、海部元総理は、東日本大震災時の台湾からの支援に対する謝意を表明され、これに対して馬英九・総統は、日台関係は歴史的な高みに到達したと発言されました。

続いて、3月23日、衛藤征士郎・衆議院副議長及び吉野正芳・衆議院議員が約130人の日本人とともに訪台され、24日、台中市内の100年前に日本人が造成した台中公園において、101本の桜と101本の梅の植樹式が行われました。衛藤副議長は、実は昨年も台湾への感謝表明のために訪台されましたが、その時、一年後に再度訪台して感謝の気持ちを込めて植樹したいと発言されたことを、約束通り今回実現されたものです。植樹に参加した胡志強・台中市長は、衛藤副議長の台中訪問及び植樹への感謝を示されました。また、総統府において会談した馬英九総統は、衛藤副議長に対し、「有言実行の政治家」であられると述べるとともに、日台関係の更なる進展への希望を表明されました。

さらに、4月12日、森喜朗・元総理が訪台され、14日、台南で80年前にダムを築いて現地の灌漑

問題を解決した功績が今も感謝されている八田與一氏の記念公園において、250本の河津桜の植樹式が行われました。式典には、森元総理とともに訪台した約170人の日本人に加え、台北と高雄の日本人学校生徒を含む台湾在住日本人約170人も参加し、日本人総勢約350人、更に殆ど同数の台湾の人々が参加し、極めて盛大な行事となりました。式典の席上、森元総理は、東日本大震災後に台湾からは世界一の御支援をいただいたが、これは真心がなくては集まらない支援であり、このような御支援に対して感謝を伝えるために植樹すべく訪台したが、今回の植樹が益々日台関係を深めていくことを希望する旨述べられました。また、今回の植樹式を企画実施した日台スポーツ・文化推進協会の松本彥彦理事長が、被災地のみならず日本全体を代表するつもりで感謝を伝えるために植樹を企画したが、今回、植樹に参加した日本人は皆、今後は毎年春が来る度に、八田與一記念公園の桜は今年ももう咲いているだろうかと思いを馳せ、同時に、八田與一氏を含む日本に対する台湾の人々の温かい気持ちを思い出すことであろう、万感の思いを込めて植樹をしたいと発言されました。これに対して、頼清徳・台南市長は、東日本大震災の際に台湾が日本に届けた支援は、日本に対する台湾の気遣いと支援が無限であることを示したが、その支援に対して、森元総理及び数百人もの日本人の方が参加して桜の植樹式が行われたことは、台湾と日本人の心の繋がりを更に強化し、日台関係をさらに強固なものにする歴史的な意義があると発言されました。馬英九総統は外国訪問中でしたが、台北においても、王金平・立法院長等の要人から森元総理に対して感謝の念が伝えられ、また、植樹自体も大きく報じられま

した。

以上のような一連の桜の植樹は、現在の日台関係の深まりを象徴するような、美しい春的一幕だった気がします。交流協会も東京の本部、台北事務所及び高雄事務所が今回の各行事に様々な形で御協力をさせていただきましたが、台湾から頂いた支援に対する日本側の謝意が、単に言葉で示

されるだけでなく、行動によって、そして美しく後世に引き継がれていく形で示されたことは、日台関係の今後の発展にとり大きな礎となったことと思います。桜の植樹活動に携わられた日台双方の全ての関係者の皆様、そして、もちろん、それ以外の分野で日台関係の強化のためにご尽力されている皆様に、改めて心からの敬意と謝意を表したいと思います。



編集後記

2月16日に交流協会東京本部の総務部長となりました小松と申します。台湾との関係では、2000年3月から2年間交流協会台北事務所に勤務し、その後外務省で台湾班長を3年やりました。合計5年間台湾関係業務に携わった後、北京の日本大使館と広州の日本総領事館に勤務し、このたび7年ぶりに東京勤務となりました。日台関係についてはある程度承知しているつもりですが、この7年間、特に最近の数年間の日台関係の進展には驚いています。運転免許の相互承認、ワーキングホリデー制度、台北駐日経済文化代表処札幌弁事処の開設、松山―羽田直行便開通、日台民間投資取り決め、オープンスカイ、日本での故宮博物院展開催を可能とする「海外美術品等公開促進法」の制定等ですが、日台双方の関係者のご苦勞に敬意を表します。

また、昨年3月の東日本大震災に関し、台湾から世界で最も多い義援金をいただきました。もちろん金額の多寡のみでなく、心からの暖かいご支援をいただきましたことに本当に感激しました。昨年台湾を訪問した日本人の数は129万人で、震災にもかかわらず前年より20パーセントも増加し、日本を訪問する台湾人の数を初めて上回りました。

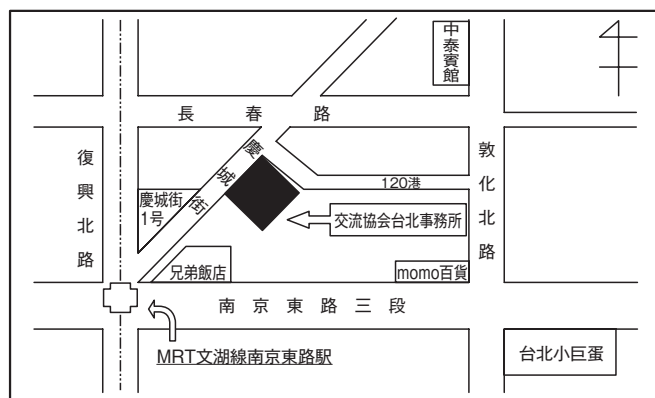
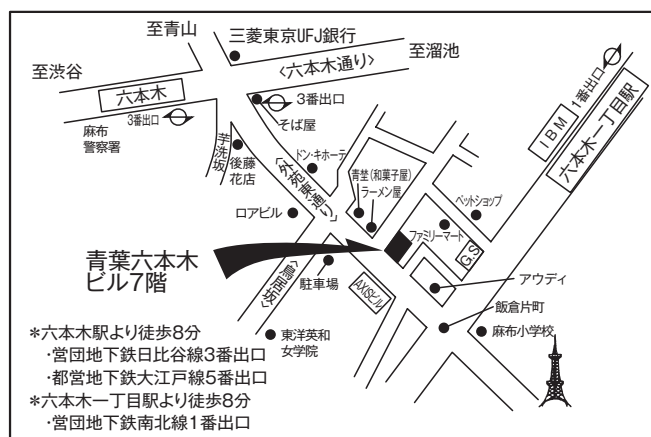
このように台湾と日本の絆が実務関係でも、人の交流でも、心のつながりでもますます緊密になっていることをうれしく思うとともに、これからもこの関係を維持発展させるために全力を尽くさなければならぬと強く感じております。皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

交流協会の事務所は六本木にありますが、私は毎日東京タワーを見ながら出勤します。東京スカイツリーがまもなく営業を開始するとのことですが、新しいスターの誕生を前にして、東京タワーが何となく寂しそうに見えるのは私だけでしょうか。小さくとも（これまでは大きかった）きらりと光る、東京タワーならではの魅力を発揮してほしいと思いながら、「加油、東京塔（がんばれ東京タワー）」と毎日東京タワーに向かってつぶやいています。なぜか台湾への気持ちとかぶります。

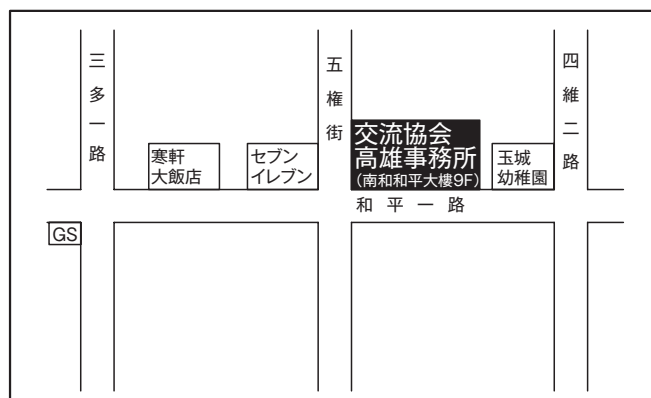
（総務部長 小松道彦）

平成24年4月25日 発 行
 編集・発行人 井上 孝
 発 行 所 郵便番号 106-0032
 東京都港区六本木3丁目16番33号
 青葉六本木ビル7階
 公益財団法人 交流協会 総務部
 電 話 (03) 5573-2600
 F A X (03) 5573-2601
 U R L <http://www.koryu.or.jp>

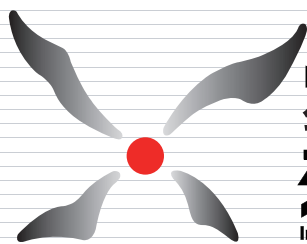
表紙デザイン：株式会社 丸井工文社
 印 刷 所：株式会社 丸井工文社



台北事務所 台北市慶城街28號 通泰大樓
 Tung Tai BLD., 28 Ching Cheng st., Taipei
 電 話 (886) 2-2713-8000
 F A X (886) 2-2713-8787
 URL <http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3contents.nsf/Top>



高雄事務所 高雄市苓雅区和平一路87号
 南和和平大樓9F
 9F, 87 Hoping 1st. Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan
 電 話 (886) 7-771-4008 (代)
 F A X (886) 2-771-2734
 URL <http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3.contents.nsf/Top>



日本と台湾との架け橋

公益財団法人

交流協会

Interchange Association, Japan (IAJ)

